

平成 23 年度
環境教育等促進法の基本方針改定に関する
自治体向けアンケート構築、分析業務
報 告 書

平成 24 年 3 月
環境省

目 次

I. アンケート調査結果	1
1. アンケート調査の目的と概要	1
2. 自治体アンケート全質問回答結果	2
(1) 自治体による環境教育関連事業の動向	2
(2) 自治体における関連施策の進捗状況や課題、基本方針改正に伴う要望等	13
(3) 環境教育関連事業の実施、推進における課題等	39
3. 自治体アンケート調査概要（課題分析）	45
(1) 政策形成における民意の反映状況	45
(2) 協働・協定制度の取組状況等	47
(3) 自治体の環境教育に関する取組状況と各主体との連携状況との関係	48
(4) 自治体種別でみる教育部局との連携状況、条例等の策定状況、協議会の設置状況	50
(5) 連携組織におけるコーディネーター役の現状について	52
(6) NPO等との連携・協働状況	53
(7) 環境教育において自治体が各主体に期待する役割について	55
II. 参考資料	58
1. 過去調査との比較	58
(1) 環境教育に関する方針、計画の策定状況	59
(2) 環境教育の場	61
(3) 環境保全・環境教育関連事業実施における市民等の参加機会の提供	62
(4) NPO等や市民との連携・協働のための指針等	64
(5) 環境教育施策の実施にあたっての庁内の連携	65
(6) 環境教育関連事業の評価	66
(7) 環境教育関連事業の実施、推進における課題等＜自由回答の整理・比較＞	69
2. アンケート調査票	73

I. アンケート調査結果

1. アンケート調査の目的と概要

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律の改正に伴う基本方針の改定に向けて、平成 23 年 10 月 31 日より実施する環境教育等推進専門家会議における発言、提言等を踏まえ、全自治体（市町村を含む）を対象に、環境教育・環境保全活動に関する取組・施策の推進状況や課題、基本方針の改正に関する要望等についてインターネットを活用してアンケート調査を実施した。

対象	都道府県、政令指定都市、その他市区町村
調査手法	・アンケート実施依頼は、環境省より E-mail で地方自治体の環境教育担当者向けに依頼文・アンケート回答の手引きを送付。 ・アンケートサイトを構築のうえ、Web 上でのアンケート回答を求めた。
調査時期	平成 24 年 1 月 11 日～31 日
発送数	都道府県：47 件、政令指定都市：19 件、その他市区町村：1,742 件 合計：1,789 件
回答数（回答率）	都道府県：43 件（91.5%）、政令指定都市：19 件（100%）、その他市区町村：1,044 件（59.9%） 合計：1,106 件（61.8%）

2. 自治体アンケート全質問回答結果

(1) 自治体による環境教育関連事業の動向

問1. (政令指定都市以外の市町村) 貴自治体において、NPO等と協働・連携した事業・会議としてどのようなものがありますか。あれば、名称をすべてご入力ください。

(記述式)

この設問に対し、467自治体(44.7%)から回答が寄せられた。主な回答は以下のとおり。

【会議の設置】(231件)

- ・環境教育推進協議会
- ・子どもの水辺協議会
- ・環境プロジェクト実行委員会
- ・地球温暖化対策地域協議会
- ・ごみ減量化等検討委員会
- ・新エネ・省エネ推進協議会
- ・環境サポーター連絡協議会
- ・自然再生協議会
- ・環境市民会議
- ・環境基本計画推進会議

【環境教育関連事業】(299件)

- ・環境イベント、環境フェア
- ・子ども環境教室
- ・環境出前講座
- ・ゴミゼロ運動
- ・ほたるの里づくり事業
- ・自然観察会
- ・農業体験
- ・こどもエコクラブ事業
- ・里山保全・再生事業
- ・クリーンアップ事業
- ・環境教育リーダー養成講座

問2. (政令指定都市以外の市町村) 貴自治体において、とくに力を入れている環境教育施策があれば、施策の名称と概要をご記入ください。(記述式)

この設問に対し、426自治体(40.8%)から具体的な回答が寄せられた。主な回答は以下のとおり。

【環境学習会や体験型学習機会の提供などの開催(出前講座や講習会、公民館講座など含む)】(224件)

- ・環境体験事業(子どもたちを対象に、春・秋の年2回体験的な環境学習を実施。小学校当一般の2コースを設定し、自然観察などを行う。)
- ・市民環境大学
- ・田んぼの自然観察会
- ・親子水生生物調査
- ・市民の自主的な環境学習に対しテーマに合わせ専門的知見を有する環境アドバイザーを派遣し環境に関する意識醸成を図る。
- ・資源ごみとして収集した廃びんを利用した、ガラス工芸づくりの体験工房。リサイクルの現場に触れ、オリジナルな作品を作り上げる体験を通して、再生の喜びとともに環境意識を深める場とする。

【環境保全関連行事の開催】(102 件)

- ・清掃活動（市内一斉クリーン作戦）
- ・地球温暖化防止講演会
- ・環境フェスティバル（環境団体・企業等の日頃の環境活動や成果の発表、来場者参加型のクイズ、ソーラートレイン、ソーラーカー等を設けるなど体験によって環境を学ぶコーナー、環境教室など）
- ・中学生環境サミット（学習、環境月間での自主活動、グループ発表等計 5 回開催し、5 回目は発表会。）

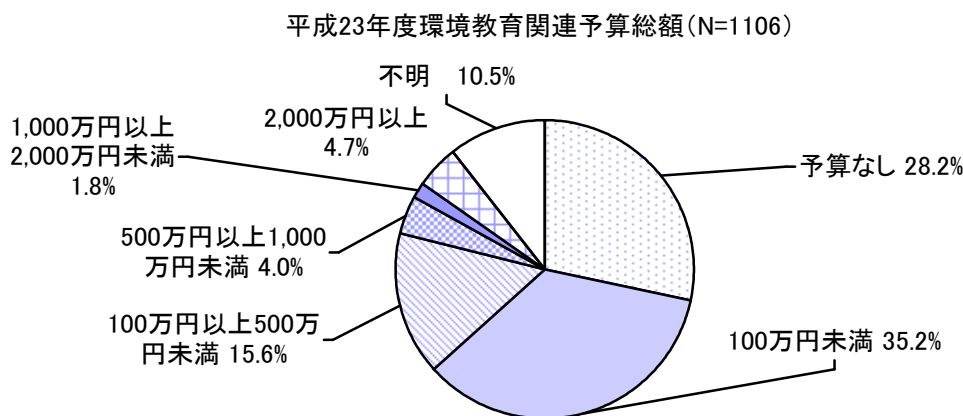
【学校への出前講座や地域の学習会等への人材派遣】(68 件)

- ※回答が出前講座となっている自治体については人材派遣にも該当するものとして集計。
- ・学校や団体からの依頼に応じ、環境部職員が講師となって、環境についての出前授業をおこなう。テーマ(ごみ、水、昆虫(ホタル)、地球温暖化、エネルギー、環境絵本読み聞かせ)
- ・市内の環境について豊富な知識や経験がある方や環境保全活動に取り組む団体を「環境アドバイザー」として登録し、各種団体(市民団体・町内会・PTA・公民館サークルなど)や学校などが開催する学習会・研修会の講師として派遣する。

【保育園・幼稚園、小中高等学校での環境学習のカリキュラムへの組み込み、総合学習との連携した取り組み、課外授業など】(61 件)

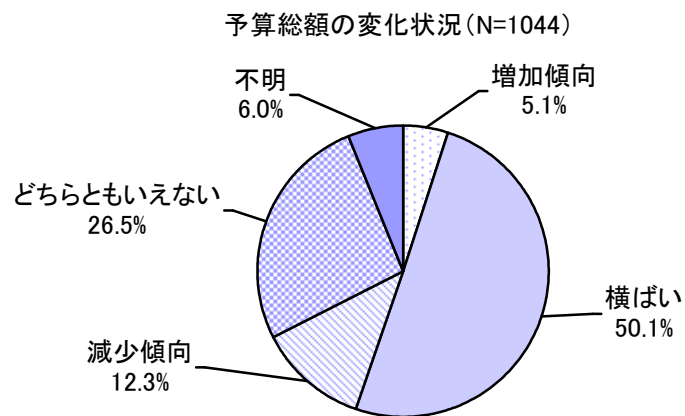
- ・各学校において環境教育を教育プログラムに位置付け、教育活動全体の中で自然体験活動や環境保全に関する実習を実施。
- ・IEC 運動（市内の小中学校において、毎年計画的にエネルギー消費量の削減、学校から排出するゴミの減量など学校独自の行動計画を作成し、省エネルギー等の学校の環境改善に取り組む。）
- ・次世代環境教育カリキュラムの作成と実践（大学と連携し、地球温暖化などの環境問題を授業に取り入れた市独自の環境教育を推進）
- ・学校版環境マネジメントシステム（各小中学校で PDCA の内容を決め、市に開始・認定申請書、全校環境活動計画書、全校環境活動実施報告書を提出する。）
- ・出前環境教室「水辺の観察（小学校連携）」
- ・ゴーヤを使ったグリーンカーテン事業（市内全ての公立保育所（園）と児童福祉施設にグリーンカーテンを設置）
- ・町内小学生を対象にした清掃工場施設見学。
- ・エコ市民会議と連携し授業時間時に環境教育(野鳥観察・国有林の散策・北潟湖等の水質検査等)を実施。
- ・小中学生を対象とした平成 23 年度より 2 か年計画で、環境副読本を作成。

問 3. 貴自治体の環境部局における、平成 23 年度の環境教育関連予算総額を教えてください。(数値記入)



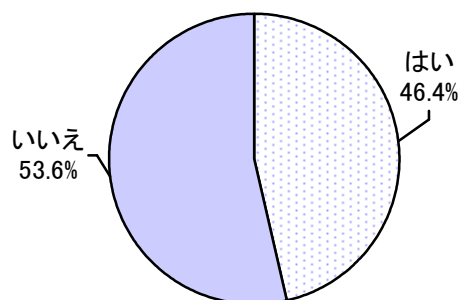
※「都道府県・政令指定都市」62 件の回答は、「H23 環境教育担当課長会議資料」よりデータ追加し集計

問 3-1. (政令指定都市以外の市町村) 上記予算総額は近年どのように変化していますか。
(1 つ選択)

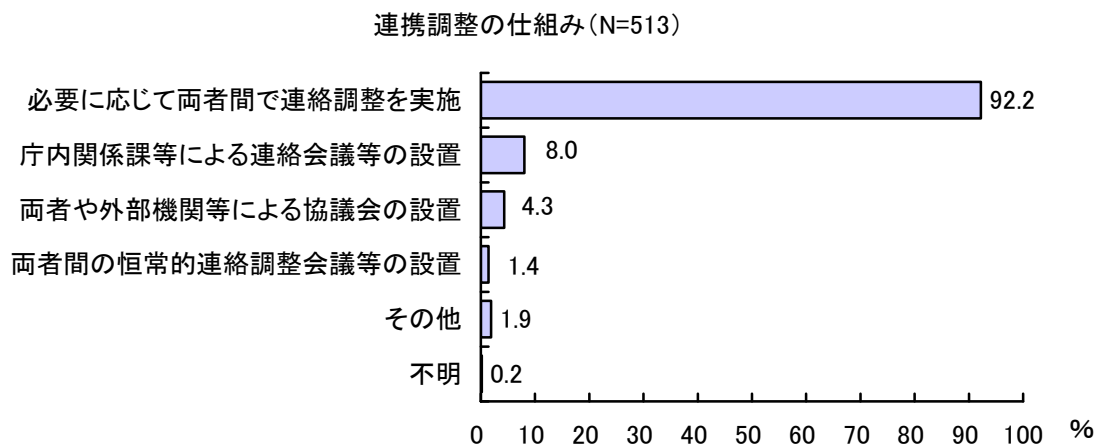


問 4. 環境教育施策の実施にあたって、貴自治体の環境部局と教育部局（教育委員会）の間では連携調整が行われていますか。(1 つ選択)

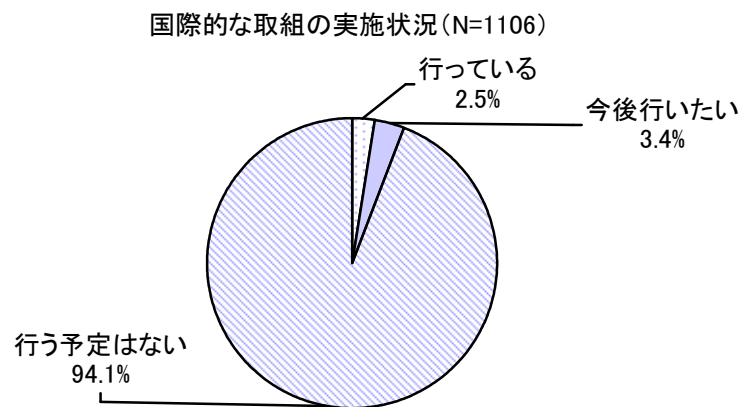
環境部局と教育部局の連携の有無 (N=1106)



問 4-1. 連携がある場合、連携調整は具体的にどのような仕組みで行われていますか。
(複数選択)



問 5. 貴自治体の環境部局において、海外の自治体や NGO と連携した国際的な取組は行われていますか。(1 つ選択)



問 5-1. 行っている場合、その概要についてご記入ください。(記述式)

この設問に対し、28自治体から回答が寄せられた。主な回答は以下のとおり。

【研修生受け入れ】(8 件)

- ・環境をテーマに、JICA を通して海外からの研修生を受け入れしている。市の施設や市内企業の環境の取組みを紹介するとともに意見交換を行っている。
- ・姉妹・友好都市提携を結ぶ都市の自治体職員を、研修生として受け入れている。
- ・環境技術移転に関する協定を結び、これに基づく研修生を受け入れている。

【特定都市との環境関連会議やイベントの共同開催、参加】(6 件)

- ・福岡県、佐賀県、長崎県、山口県と韓国南岸の一市三道との間で、共通する環境課題について、日韓の子ども達が意見交換を行う「日韓海峡沿岸自然環境学習事業」(国際交流部局所管)の実施に協力。
- ・日韓海峡沿岸県市道の広域的な環境問題の解決や相互交流促進のため、環境シンポジウムを実施。
- ・環境に関する 1 年間の取組を発表する催しで、各種市民団体・事業者からの作品のほか、海外からの作品も展示している。

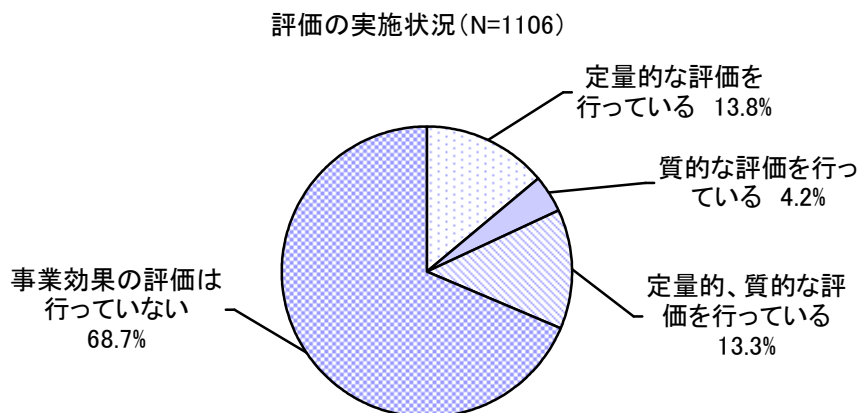
【交流事業・海外視察や視察団の受け入れ】(5 件)

- ・大学と連携して、廃棄物対策や環境教育について、発展途上国の訪問、交流や研修、視察の受け入れを行っている。
- ・国外の RCE (ESD 推進の地域拠点)と連携し市内視察の実施。

【その他】(16 件)

- ・専門職員の派遣
- ・国際的組織への加盟と組織員としての活動
- ・海外都市との協定の締結
- ・海外での人材育成
- ・共同での保全事業
- ・関係機関との連携による開発途上国や地域を対象とした研修の実施
- ・技術協力・提供
- ・技術交流
- ・国際的取組を行う活動団体支援

問 6. 貴自治体において、環境教育関連事業の効果を図るためどのような評価を行っていますか。(1 つ選択)



問 6-1. 評価にあたって工夫している内容等があればご記入ください。

この設問に対し、127自治体 (11.5%) から回答が寄せられた。主な回答は以下のとおり。

<調査の実施>

【アンケートの実施】(40 件)

- ・子どもの場合、出前講座(環境学習サポート事業)実施後、教師または児童厚生員等にアンケートを記入してもらい、①興味・関心を持って聞いているか②テーマについて理解が深まったか③環境問題を考えるきっかけとなったか等について、評価していただくこととしている。
- ・環境教育に対する指標・目標値(アウトカム指標)を設定し、毎年度、市民アンケート、小・中学校アンケートを実施している。
- ・環境教育関連講座において、受講者に対するアンケートのみではなく、講座実施団体に対するアンケートも併せて実施し、講座の自己評価として活動報告に反映させている。(環境大学)
- ・市民アンケートを実施し、目標実現状況の実感について定性的に評価している。
- ・講師を派遣した小学校を対象にアンケートを実施している。
- ・事後研修やアンケートを実施し、対象が事業後に環境活動を実践しているか(継続しているか)調査を行っている。
- ・主にアンケート集計による評価を行っているが、自由回答の項目を設けて率直な意見を求め、次年度に反映できるようにしている。
- ・例えば、環境副読本の作成・配布事業では、配布した小学校に対しアンケート調査を行うなど、利用者の感想を把握している。

【実施者による自己評価の提出】(7 件)

- ・市民活動団体との協働事業(親子自然観察会)では、区と団体双方で「自己評価シート」を作成し、お互いに事業の効果などを評価して、次回の事業実施に役立てている。
- ・環境教育関連事業を受けた団体や個人に、良かった点や要望点など提出をしてもらっている
- ・事業の実績・進捗状況、評価・課題、今後の取組の方向性等を記入するシートを作成し、環境教育事業所管課を対象に、環境教育・環境学習関連事業実施状況調査を実施している。
- ・主要事業に対し事業事務事業評価シートを作成している。
- ・対象者に事務局で作成した記録シートを配布し、各項目について CO2 削減係数と取組日数を掛け、CO2 削減量を対象者である子どもたち自ら算出できるようにしている。

【住民や児童の意識調査を実施】(4 件)

- ・県学力調査にあわせて実施している市独自調査の意識調査の設問に環境に関する項目を設定し、経年での比較調査を行い、児童生徒の意識をとらえるとともに、施策の評価と課題を把握し、取組に生かしている。

- ・毎年実施している「県民意識調査」で、地球温暖化防止のための取組についての項目を設けている。
- ・庁内関係課で構成する環境教育推進会議において、環境教育メニューの細部にわたる実績把握を行うとともに、市民に対しては「ひとづくり」という、少し大きな視点から意識調査を行い、環境教育の推進を図っている。

【調査結果を事業に反映している、参考としている】(8件)

- ・事業実施者の意見を取り入れ、次年度の参考としている。
- ・参加者の年齢分布の推移などを参考に次年度計画に反映する。
- ・主にアンケート集計による評価を行っているが、自由回答の項目を設けて率直な意見を求め、次年度に反映できるようにしている。
- ・受講後の実績報告の提出によるフィードバックを行っている。
- ・住民の要望を把握し、これに沿った内容のものとするよう努めている。

<評価方法>

【指標を設定して定期的に評価・点検をしている】(28件)

- ・環境教育推進プランを策定し、成果指標・参考指標を設定して、毎年点検している。
- ・各事業ごとに定量的または質的目標を年度当初に立てて、年度終わりにその目標に対する自己評価を行う。その全体の状況を整理し評価を行う。(来年度から実施予定)
- ・各事業について、効率性、有効性、必要性、行政が行う妥当性について評価している。
- ・定量的な評価としては、環境教育教材を作成し配布した場合は、その活用状況等を調査している。
- ・質的な評価としては、インストラクター(小学校に県が派遣する環境の専門家)と県との意見交換会を開催し、課題について聞き取るとともに、インストラクターを派遣した学校からもアンケート調査によりインストラクターの評価を聞き取っている。
- ・事務事業評価制度を導入し、参加人数等の定量的評価と内容等の質的な評価を行っている。
- ・主体を大きく学校、地域社会、事業者、行政の4つに分け、それら主体ごとに環境教育や環境保全活動のどの部分、分野に注力したかを計る。具体的には、大きく12分野(環境全般、地球温暖化、エネルギー、廃棄物、環境美化、大気、水質、生物、農業、森林保全、緑化、水産業、景観、その他)に細分化し、より詳細なデータを得るように工夫している。
- ・毎年、各事業実施ごとに参加者へアンケートを実施し、事業評価や効果測定の資料として集約している。
- ・3~4年ごとに本格的な事業評価と効果測定を専門の大学教授の指導のもとに実施している。
- ・本市の総合計画における事業評価の対象事業の一つとして評価している。
- ・定量的な評価については、件数や人数など、数値の増減で評価できるが、質的な評価については、外部の有識者等からの意見を参考としている。

【数値データの収集・整理、定量的評価の実施】(24件)

- ・授業、講座の開催回数を評価項目とし、参加者数を参考でカウントしている。
- ・行財政改革大綱推進計画、市の第4次総合計画において、環境学習の講座の回数、受講人数などを年度ごとに調査している。
- ・統計的なデータを取り、事業対象者の特性などを把握する。
- ・講座開催回数、講座参加者数、環境保全に対する意識向上が図れた割合の評価を実施している。
- ・参加団体数、参加者数の把握のみ。
- ・事業評価については、年度末に自己採点評価によって数値化し、また、内部監査も実施している。

【外部の審議会などによる監査や評価を行っている】(17件)

- ・環境教育関連事業に限らず事業評価として、他部局での客観的評価及び外部評価を実施。
- ・環境教育関連事業も含めた環境基本計画全体について、評価・検討するための委員会を市民・市民全体・事業者・有識者等で構成し、実施している。
- ・事業内容について評価を行う外部評価委員会を設置している。
- ・講座実施後のアンケート等によって市民等の声を聞くとともに、定期的に外部有識者を交えた会議の場で意見を求めている。
- ・環境教育関連施策の進捗や効果等を、学識経験者、市民団体、公募市民、事業者、市が協働で定期的に評価、検証している。(環境教育基本方針推進委員会)

【環境マネジメントシステムを活用して評価を行っている】(11件)

- ・環境マネジメントシステムを取り入れ、望ましい環境像にむけて環境計画を着実に推進していくための市民・事業者・行政・専門家で構成された評価会議を設けている。計画の進捗状況や成果について定期的に監査が行われることで、随時、各種施策について改善が図れるしくみを持っている。
- ・ISO14001の規格により、施策の評価を行っている。
- ・環境マネジメントシステムの環境目標の実行手段として評価している。
- ・評価を環境マネジメントシステムに組み込み、事業担当者が記入した評価を、環境マネジメントシステムの監査の中でも評価してもらうようにしている。

【内部の委員会などによる評価・見直しを実施】(7件)

- ・環境基本計画推進会議を庁内に設置し、各分野における事業の実施状況を定期的に確認している。
- ・実行委員による反省や意見の取り入れ。
- ・各該当室での四半期ごとに評価をし、公表している。
- ・庁内関係課で構成する環境教育推進会議において、環境教育メニューの細部にわたる実績把握を行うとともに、市民に対しては「ひとづくり」という、少し大きな視点から意識調査を行い、環境教育の推進を図っている。

【目標値を設定】(6件)

- ・指定管理者制度を活用して「環境学習情報センター」の運営を行っているが、制度の中で、目標値を定め達成度の評価を行っている。
- ・指定管理者制度を活用して「環境学習情報センター」の運営を行っているが、制度の中で、目標値を定め達成度の評価を行っている。
- ・環境教育関連事業に関する指標及び数値目標を設定し、進捗状況を評価している。市民アンケートを実施し、目標実現状況の実感について定性的に評価している。
- ・市環境基本計画に基づく進捗管理として、数値目標を定め実施している。

<その他>

【報告書作成など事業実施状況や成果の公開】(9件)

- ・毎年発行する環境報告書の中で、環境教育関連事業の実施状況を公表している。
- ・環境基本計画年次報告書に掲載し、自己評価だけでなく、市民意見ももらえるようにしている。
- ・報告書を作成し、定量的、質的な評価を行う中で、実績を可能な限り数字で出すようにしている。
- ・一般会計決算における実施概要報告
- ・環境報告書の発行・公表

【コンテストの実施、成果の発表・表彰】(4件)

- ・小中学生が講座によって学んだことなどを、環境フェスタにて発表したりすることで、質的な評価と考えている。
- ・緑のカーテン参加者によるコンテストを実施。
- ・学校ごとの総削減量を比較し、優秀校を表彰することにより、こどもたちのやる気を喚起している。

【参加者を増加するための工夫をしている】(4件)

- ・あらゆる事業で参加者の増加を目指している。
- ・参加者が興味を持つような環境に関する講義内容。

【プログラム内容の充実】(4件)

- ・より充実した環境教育になるよう内容、時期、予算調整を行っている。
- ・気付きから環境改善行動に結びつけてもらうためのきっかけづくりとしての企画。
- ・社会の動向を見極め、イベント開催・各種講座の実施など、最善の方法により市民への啓発を推進している。
- ・低学年の小学生でもわかりやすいものを目指している。

【その他】(3件)

- ・温暖化対策に関する環境教育の場合、なるべくCO₂の見える化を図る。
- ・環境部局のみの事業ではなく、他の部局で行っている環境教育に関連する事業も把握する。
- ・教育部局と連携し、実施状況・効果等を確認している。

問 7. 事業効果について、質的な評価を行う場合、どのような評価手法が適切だと思われますか。(記述式)

この設問に対し、291自治体(26.3%)から回答が寄せられた。主な回答は以下のとおり。

【アンケートの実施による評価】(140 件)

- ・ 事業参加者へのアンケート
- ・ 事業参加者に対する継続的なアンケート調査
- ・ 生徒へのアンケート：「今日のイベントで分かったことは何か」のような自由回答のアンケート結果を集計して子どもたちが何を求めているのかを分析する。
- ・ 先生へのアンケート：「生徒たちが何に興味・反応するかを学習の中へ取り込み、結果としてどう変化が見られたかを問う。
- ・ 市民の満足度のアンケート
- ・ 実施後のアンケート等により、意識・心がけなどの変化を調査する。
- ・ 行政評価システムに環境教育に関わったすべての方を対象とする満足度アンケートや客観的な評価を加えた手法が良いと思う。
- ・ アンケートや聞き取り調査を用いた学習者の満足度や学習の事前・事後における環境に対する意識、興味、環境行動の変容等の度合いによる評価。
- ・ アンケートの項目に質的な評価を入れ、点数化する手法
- ・ アンケートを行い、参加者の満足度を測るとともに、出された意見を次年度の事業に反映させる。

【数量化・点数化による評価】(28 件)

- ・ 定量的な評価は、参加者数や実施の回数として評価しやすい。
- ・ アンケートの項目に質的な評価を入れ、点数化する手法
- ・ アンケート(意識調査)及び数値で示した実績評価が望ましい。
- ・ 質的な評価の場合も、ポイント制により数値化する手法が適切ではないかと考えます。
- ・ 事業ごとに加点できるようなチェック項目(例えば、参加者の満足度の調査結果や新規の取組事項がある場合に加点するといった設定など)を複数設定し、合計点数に質的要素が反映するようにする方法が考えられる。
- ・ 環境保全関連の市民活動団体数の増減、環境保全関連の市民活動実施箇所数の増減、環境保全関連予算の増減(市民意識の高まりを反映)
- ・ 各事業参加者とそうでない市民との比較で数値化したもので効果測定をするのが、より適切と考えている。
- ・ 評価手法については、短期間での評価は難しく、長期間かけて数値化し評価する方法が適切と考える。
- ・ 事業の必要性や有効性・効率性などについて、客観的な数値で評価すること。

【住民や児童等の意識調査による評価】(10 件)

- ・ アンケート(意識調査)及び数値で示した実績評価が望ましい。
- ・ 環境学習関連イベントの参加者数などの活動指標による事業効果の検証よりも、市民意識調査などのアンケートによる検証が望ましい。
- ・ 住民の意識調査(教室等に参加した人の数年後の意識の変化をみる)
- ・ 環境教育として行ったことが、生活実践に結びついたかの意識調査の実施。
- ・ 事業の認知度

【第三者(外部)による客観的な評価が有効】(27 件)

- ・ 定期的に外部の意見を取り入れる。
- ・ 第三者による外部評価
- ・ 担当部局が一次評価を行い、事業改革担当部局が二次評価を行い、最後に外部評価を行うこと。
- ・ 事業目標の達成度(=効果)と達成までの効率を外部評価する。
- ・ 外部の有識者、環境 NPO 関係者などから意見を聴取すること。

【参加者等の満足度を重視した評価を行いたい】(22 件)

- ・ 対象(参加者)からのアンケート、意見聴取などにより、理解度、満足度、気づきから行動への実行性の割合などを調べ評価する。
- ・ 受益者による満足度評価(アンケート)

- ・事業効果について質的な評価を行う上でも、(定性的な側面である)満足度等について5段階評価等により定量化して捉える。
- ・市民の満足度のアンケート
- ・参加者の年齢、満足度、要望などをヒアリングできるアンケートを地道に確実に続けることが重要と考える。

【その他】(47件)

- ・指標を設定して定期的に評価・検討
- ・目標の設定
- ・報告書作成など事業実施状況や成果の公開
- ・コンテストの実施、成果の発表・表彰
- ・内部の委員会などによる評価・検討
- ・実施者による自己評価の提出
- ・既存計画等での評価

問 8. 事業効果の評価を行う場合の問題点、課題などについて、ご自由にご記入ください。
(記述式)

この設問に対し、249自治体(22.5%)から回答が寄せられた。主な回答は以下のとおり。

【客観的な質的な評価方法がわからない(意識の変化などは数値化しにくい、判断材料が分からない、定量的な評価になりがちなど)】(163件)

- ・質的な評価を行う場合は、必要性、効率性、有効性、優先性などの観点から、その事業の存在理由を根本的に検討する必要があるため、ゼロベースからの評価作業となるが、未だ適切な手法を模索中。
- ・環境に関する気づき、理解度等については、事業後のアンケート・意見聴取で把握できるが、その後、具体的な行動を促したかどうかの実行性については、追跡・継続調査が必要であり、また、対象者の自己申告となることから、正確な把握が難しいと思われる。
- ・事業の手法・成果について質的な評価を行う場合、客観的な評価基準がないことから、評価は難しいと思われる。
- ・環境教育によって環境保全への意識を育て、実践することが効果と考えるが、それを測定することは難しく、どうしても参加者数や事業満足度などの数値で評価することになってしまう。
- ・絶対的な評価とならず、他の自治体・施設・部局が行う事業との比較もできない。
- ・数字で表すことができない効果があり、どのように評価するか。評価基準が不明確。
- ・目指すべき育成状態が各主体間で共有されておらず、体系的な体制となっていない。
- ・環境という曖昧な活動であるため、評価そのものが難しい。何らかの補助事業ならば件数などの実績でよいが、会議や実地活動では、費用対効果などを評価することは困難である。

【効果が出るのに時間がかかるため、必要とされる長期的な評価が難しい】(55件)

- ・中長期的観点からの評価手法の検討
- ・事業効果をどの時点で評価するのが難しいと考える。一時的な効果の評価するのは適切でないが、逆にどこを区切りにするべきかというそれもまた難しい。即効性のあるものなら評価も難しくないが、環境保全は基本的に時間を要するものであるため、評価というのは適切ではないと考える。
- ・数値で効果を計ることが難しいものだと思います。また、子供向けの事業だと、その効果が出るのが10年先ということもあると思います。
- ・環境に関する気づき、理解度等については、事業後のアンケート・意見聴取で把握できるが、その後、具体的な行動を促したかどうかの実行性については、追跡・継続調査が必要であり、また対象者の自己申告となることから、正確な把握が難しいと思われる。
- ・効果の評価として、一時的な情報だけでなく、継続的な調査が必要な場合があるが、予算や時間的な問題で継続が難しい。
- ・環境教育については、その事業効果は長々期的視点に立ち徹底的に継続していくことが不可欠である。目先の効果ばかり問題にされると事業の継続性が損なわれる懸念がある。
- ・事業を一過性のものではなく継続したものとし、評価の対象となる事象を細分化して把握できれば、環境学習の内容充実、対象者の選択基準などにつながる。
- ・環境教育の効果を考えた場合、事業効果の評価をどこまで求めるかによって手法が異なると思います。知識として評価を行うのであれば学校でのテスト等の実施、環境教育の効果として各自の行動等を確

認するのであればアンケート等の実施を行うのが一般的であると思われますが、継続して定着具合を確認することは実務上難しいと考えます。

- ・環境にかかわらず、教育の事業評価においては、単独事業のみに対する近視眼的視点での費用対効果尺度を用いづらい。ある程度の長期ビジョンのもとで指標を設け、関連する複数の事業に対しての総合評価を行うのがよいと思われる。

【効果がすぐにあらわれない、あっても形として見えにくい】(18件)

- ・結果が形となって表れにくい。
- ・「環境保全の意識を向上」など短期的に効果が表れにくく、短期的な定量的評価にはなじまない部分が多い。本県は、こどもエコクラブの加入人数、全県清掃活動への参加者数、県民向け環境保全に係る講座の参加者数を指標としているが、妥当性も含めて評価方法を検討していかなければならないと感ずる。学校現場(生徒、保護者、教師)の負担が少ない調査方法を模索中である。
- ・費用対効果の観点から評価された場合、効果が見えにくい。
- ・環境教育の事業効果はすぐにあらわれるものではない。目に見えた効果がないと、予算などもつきにくい。
- ・効果が見えにくいことから、事業の見直しが行われにくい。(行いにくい。)

【評価自体に時間と手間がかかる】(22件)

- ・地域性・学校毎・生活形態の違いにより学習方法が異なるため統一的な評価は難しい。事業効果を測る評価にはアンケート及び実績報告を取る必要があるが個々の実績は数値に反映されにくい。また、学習内容の幅が広く学校教育・地域学習の一環として行われるため、時間・手間を考えると評価は難しい。
- ・効果を測るための指標の設定と、検証する時間と体制の整備
- ・事業効果を適切に測るための質問項目の作成に苦勞する。また、市民アンケートを実施しても、回収率が上がらない。(40%前後)
- ・アンケートを学校側に実施してもらう場合、学校側の負担を軽減するため困難な設問や集計を避ける必要があるため、設問数を絞り込む方が良好であると考え。
- ・定量的な目標の設定が可能であれば、その目標に向けて事業を実施し、毎年進捗状況を測定することが可能である。しかしながら、定性的な評価を行わざるを得ない事業については、アンケートなどを通じて市民に感想を出してもらうなどの手法により評価を行うしかない。アンケートを毎年実施することは、職員の業務量の増大や財源の圧迫につながるため適切ではないと思われることから、より良い評価手法を検討していくことが必要とされる。
- ・展示会等の事業では、アンケートの提出が少ない。また、事業のコスト性や有効性の判断が難しい。
- ・質的な評価を適切に行い、今後に生かしていくのがよいと認識はしているが、質的な評価を行う場合、評価のシステムを確立する時間と労力を要してしまうことが問題。

【評価結果の事業への反映】(6件)

- ・評価結果を、どう事業の改善に繋げるか難しい。
- ・評価をただ集計するのではなく、いかに次に活かすかが課題である。

【評価のための意識やレベルの統一】(6件)

- ・意識レベルの統一
- ・全担当室に評価の目的を理解してもらうのが難しい。
- ・実績の量的効果は、各部局を横断的かつ画一的に評価できるので、これを用いているが、必ずしも質的な成果に結びつかない。一方で、部局横断の公平性を保った質的評価の良い案がない。
- ・学校教育における学校間格差の是非

【他機関や他部局とのすり合わせ、連携】(5件)

- ・環境教育事業の取組について、市の事務事業の単位が一致していない時、それぞれの評価が異なる場合にどう調整するか困難である。
- ・環境部門以外の部局で環境教育事業が行われる場合、当該事業を環境保全と異なる評価軸で評価していることが多く、課題がある場合に、環境保全意識の普及啓発といった視点からの事業改善に結びつけることが困難である。
- ・ひとつの事業に複数の担当課が関わっている場合、調整が難しい。
- ・教育分野との連携。

【予算不足】(3件)

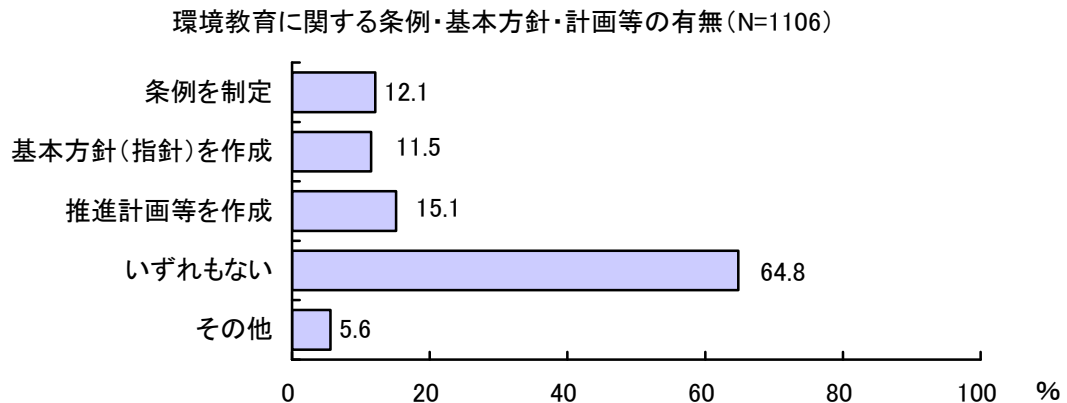
- ・(外部の) 委員への謝礼など、予算的な問題。
- ・意識調査については経費的な問題がある。
- ・予算が削減傾向にあるなか、予算確保が困難。

【その他】(7件)

- ・しゃくし定規に教育を行うと本来の教育を逸脱する可能性がある。
- ・ひとつの楽しいイベントアトラクションに終わらず、如何に子供たちにエコに対して興味を持たせる体験をさせるかが今後の課題である。
- ・環境について少しでも触れることが重要と考えるので、ユニークな参加者の数を増やすことが必要と感じている。環境教育の質的な部分に行政が統率を加えようと行動することにより、NPO などの自由な活動を縛ってしまうため、(市環境基本計画などと取組の方向が一致している限りは) 行政として触れるべきではないと考える。
- ・環境教育に関する地方自治体等の情報が不足している。
- ・地域・学校・NPO への情報発信が不足している。
- ・環境教育の推進は、様々な主体の参画と協働によって進められるのが好ましいが、自治体が行う事業効果の評価は、自治体が主体となって行う施策やそれに対応する予算の制約を受けるため、社会全体として環境教育の推進が図れているかという観点と乖離する可能性がある。
- ・参加応募者のモラルという難しい問題があり、予定変更のキャンセルは仕方のないことだが、前日・当日のキャンセルが頻繁にあり、欠席の連絡がある場合はモラルとしては、まだ良いケースだか、当日の集合時間前後に、当課から問い合わせの連絡(電話)をした際に、理解に苦しむ理由での不参加が告げられることが多い。募集定員(受け入れ可能な人数)には限りがあり、応募者多数の場合は抽選になり、参加出来ない市民もいることを考慮すると課題となる。
- ・特殊行事や気候、災害などによる数値の変動。

(2) 自治体における関連施策の進捗状況や課題、基本方針改正に伴う要望等

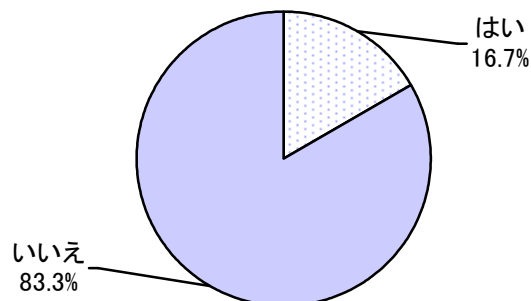
問 9. 貴自治体における環境教育に関する条例・基本方針・計画等がありますか。(複数選択)



※「都道府県・政令指定都市」62件の回答は、「H23 環境教育担当課長会議資料」よりデータを追加し集計

問 10. 環境教育の推進にあたり、多様な主体による協議会などの連携組織が設置されていますか。(1つ選択)

環境教育推進のための協議会等の連携組織の有無 (N=1106)



問 11. 環境教育、協働取組に係る行動計画等の作成、推進協議会等の設置にあたっての課題などございましたら、自由にご記入ください。(記述式)

この設問に対し、157自治体 (14.2%) から回答が寄せられた。主な回答は以下のとおり。

- 【担当職員の経験や知識不足、人材の育成・発掘・確保、組織の脆弱性】(54件)
- ・予算の無い中、経験の無い職員で行動計画等の策定をしなければならないこと。
 - ・行動計画の作成や推進協議会の設置には、時間・費用・人員が不足。特に小さな自治体だと尚更困難。
 - ・行動計画や組織づくりに力が注がれ、その計画に基づく行動や組織としての活動まで手が回っていない。
 - ・作成に携わる人員の不足 (通常業務に追加しての作業となり、負担がかかる)
 - ・小規模の市町村では、人材・予算など課題が多い。
 - ・小規模自治体では、専門とする職員もいないためなかなか取り組めない。
 - ・職員の削減により環境担当者が少なく通常業務に追われ、環境教育や協働取組に関わる余裕がない状況。
 - ・専門的知識を持った職員がいない。

- ・すでに具体的な協働の取り組みが始まっており、事業を実施している。今回の法改正のためにさらに新たな行動計画の作成や協議会の設置を促されることとなれば、自治体および関係団体等にマンパワー・経費・時間の浪費など、今後の事業実施において多大な損失が見込まれる。
- ・当町のような小規模自治体では組織を単独で設置するのは難しい面があるため、広域的な取組等ができればよいと思う。
- ・関係者の理解・環境教育を推進する人員の確保
- ・当町は、小さい町で職員数も少なく計画の作成や協議会を設置・継続がどこまでできるかわからない。
- ・法律等で義務化されている業務対応で精一杯の体制であり、努力規定の当該分野の優先順位は低くせざるを得ない。

【財源確保】(25 件)

- ・予算を確保するために、事業効果を具体的に示す必要があるが、難しい。
- ・行動計画の作成や推進協議会の設置には、時間・費用・人員が不足しており、特に小さな自治体だと尚更困難。
- ・予算措置（新規予算はほとんど認められない状況であり、たとえば、策定にあたって審議する機関の委員報酬費や製本費等は、経常予算をかなり調整しなければならない。（通常業務の経費を圧迫）
- ・財政状況が厳しいため、予算規模の大きい自治体が有利であり、地域間格差が生じてしまう。公害対策、温暖化対策、原子力発電所への対応など、優先すべき課題が多すぎる。

【他部局（主に教育部局など）との連携・調整】(15 件)

- ・教育部局との連携の困難さ、前例踏襲による旧態組織体制
- ・教育委員会との連携
- ・組織が行いたいものと教育現場が求めるものに差がある。

【効果的な学校や団体等と行政の連携・役割分担】(11 件)

- ・学習内容、対象者に応じた調整・意見集約が難しいこと。
- ・環境教育・協働取組ともいかに実効性・実現性を持たせるのかが課題である。
- ・環境担当部署のみでなく、教育委員会や教育関連施設、市内企業等との連携をどう行っていくべきか。
- ・事業の実施に伴う連携主体や人材等の発掘や、計画を推進していくための仕組み作りを行うこと。

【他の会議等との関係調整】(10 件)

- ・推進協議会の設置にあたっての既存会議体との整理。
- ・既存の環境審議会との役割整理。
- ・小規模自治体においては、連携できる団体や人材に限られており、他の協議会委員との重複が多く見られる。そのような状況下で、新たな協議会を設立することは好ましくなく、既存協議会において推進が担えないか検討を要する。

【新たに協議会を設置することの妥当性や効果、実効性の確保】(13 件)

- ・実効性のある協議会でなければ意味がない。成功している事例等を紹介してほしい。
- ・協議会など設置しても、あくまでも大人の視点からでしか見ない上での協議が多い。協議はいくらしても協議なので、実践効果のある若年層（幼児含む）の環境教育から推進すべきと思う。
- ・実効性があり、形骸化しない協議会運営のあり方、参集範囲、人数についてが検討課題である。
- ・費用負担についてや行動計画等の作成、推進協議会等の設置に当たっての事業効果が不明。

【協議会の構成、規模、委員の選定(他の会議との委員の重複、新たなメンバーの発掘)など】(16 件)

- ・計画策定や協議会に参加していただける市民が特定の人に偏りがち。
- ・実効性があり、形骸化しない協議会運営のあり方、参集範囲、人数についてが検討課題。
- ・推進協議会の設置にあたり、構成員の人選（学識経験者、事業者、NPO など）が課題となっている。
- ・推進協議会を設置するとした場合各関係方面から適切な人材（NPO、企業）を選定することができるか。
- ・推進協議会を発足するにあたり、環境保全活動を実施している適当な団体がいない。

問 12.「体験の機会の場」として、自然体験やリサイクル工場等が想定されますが、この制度を活用してできる「場」について、貴自治体では、どのようなものが考えられますか。思いつくものがありましたら、すべてご記入ください。

この設問に対し、472自治体（42.7%）から回答が寄せられた。主な回答は以下のとおり。

【公園・施設・建物・構造物】（248 件）

- ・ビオトープ
- ・緑化されたビル
- ・公園施設（キャンプ場含む）
- ・廃棄物処理施設、下水処理場、最終処理場、リサイクルセンター、再生可能エネルギー施設、新エネルギー工場
- ・森林加工場
- ・調理体験施設（地産地消料理）
- ・環境学習、自然観察施設、博物館
- ・少年自然の家、自然学校
- ・農産物直売施設
- ・公民館、児童館
- ・幼稚園及び保育園等の福祉機関、学校等の教育機関

【フィールドでの体験プログラム・環境保全活動、調査活動等】（273 件）

○フィールドでの体験プログラム・環境保全活動、調査活動（158 件）

- ・自然観察会、生き物調査
- ・大気汚染計測体験
- ・森林学習、火山学習、化石発掘体験
- ・森作り体験
- ・カヌー体験
- ・水辺の環境学習
- ・農業体験、林業体験、棚田保全活動
- ・清掃活動

○施設見学・体験・研修（73 件）

- ・リサイクル施設やゴミ処理施設、再生可能エネルギー施設等の見学
- ・環境関連企業・工場の見学、体験
- ・環境配慮型企業・工場の見学

○その他、環境に関する講習会や勉強会、イベント（42 件）

- ・緑のカーテン講習会
- ・間伐材を使ったクラフト体験、和紙づくり、竹細工体験等
- ・環境に関する勉強会、公民館講座、出前講座
- ・エコクッキング
- ・環境フェア
- ・ごみ分別体験
- ・廃油からの石鹸づくり

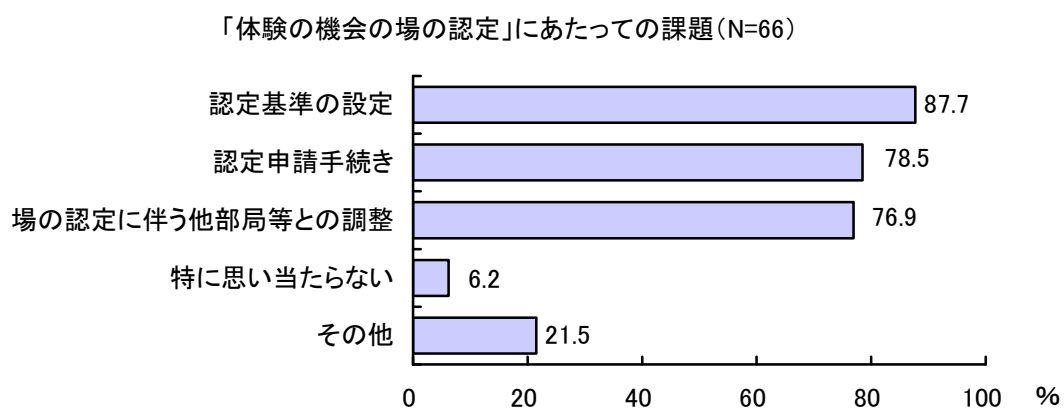
【里山、森などの土地・地区】（125 件）

- ・池、沼湖、源流・河川・河川敷、海
- ・田畑、緑地、森林、里山
- ・鉱山
- ・島
- ・文化財、史跡指定地

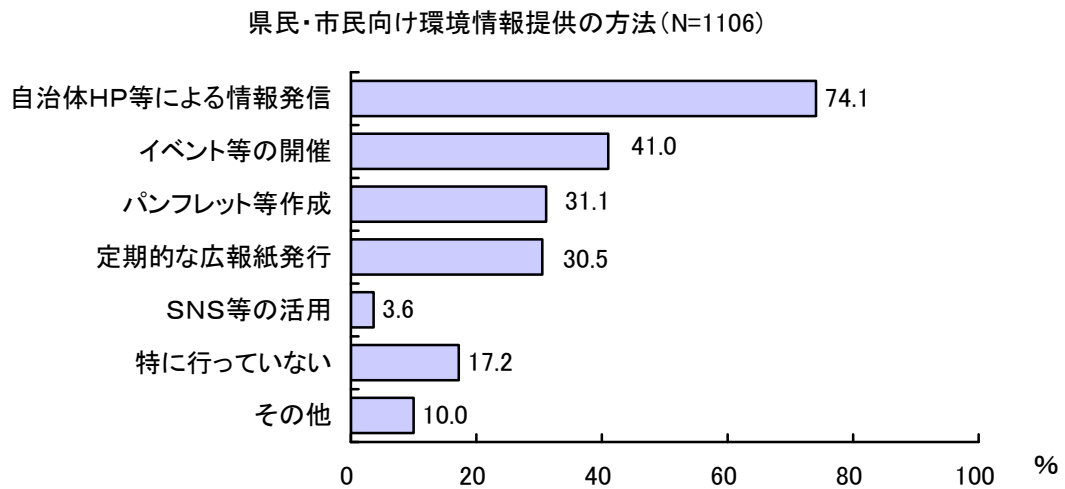
【その他】

- ・事業所や団体等（環境保全、体験活動等にかかわる NPO 等の団体、企業等、森林組合、電力会社、ガス会社、住宅会社等、リサイクルショップ）

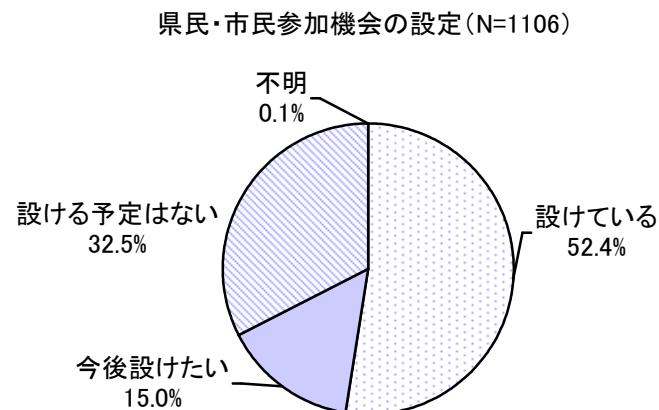
問 12-1. (都道府県、政令指定都市のみ)「体験の機会の場の認定」についての手続きは省令で定めますが、認定にあたり課題と想定されることは何ですか。(複数選択)



問 13. 貴自治体において、県民・市民向け環境情報提供はどのような方法で行われていますか。外かく団体によるものも含みご回答ください。(複数選択)

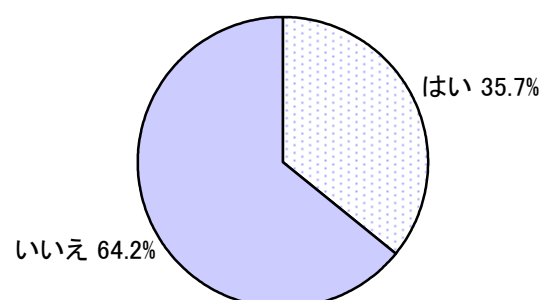


問 14. 貴自治体における環境保全や環境教育の事業の実施において、県民・市民の参加機会を設けていますか。(1つ選択)



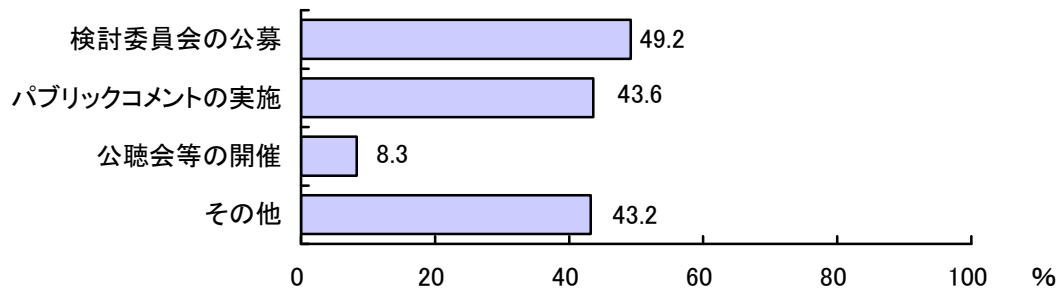
問 14-1. 「設けている」あるいは「今後設けたい」という場合、計画、企画段階における県民・市民参加のしくみは準備されていますか。(1つ選択)

計画、企画段階での県民・市民参加の準備 (N=746)



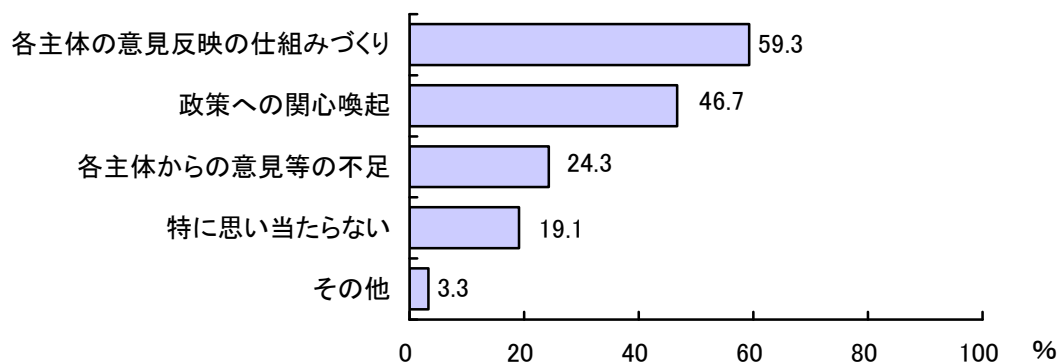
問 14-1-1. 計画、企画段階における県民・市民参加の準備がある場合、そのしくみは、どのような形で設けられて（検討されて）いますか。（複数選択）

計画、企画段階での県民・市民の参加形態(N=266)



問 15. 環境保全活動、環境教育、協働取組に関して各主体の意見を考慮したうえで政策形成を行うにあたり、課題となることはどのようなことがありますか。（複数選択）

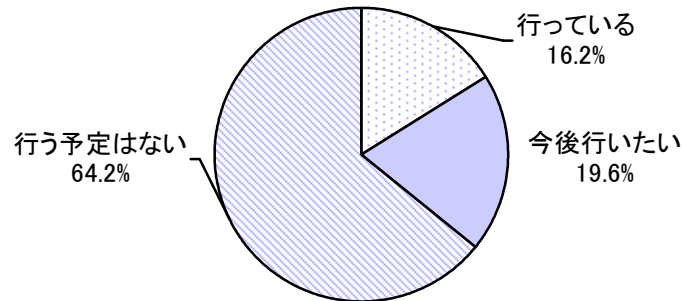
協働取組の政策形成にあたっての課題(N=1106)



●他の自治体との連携について

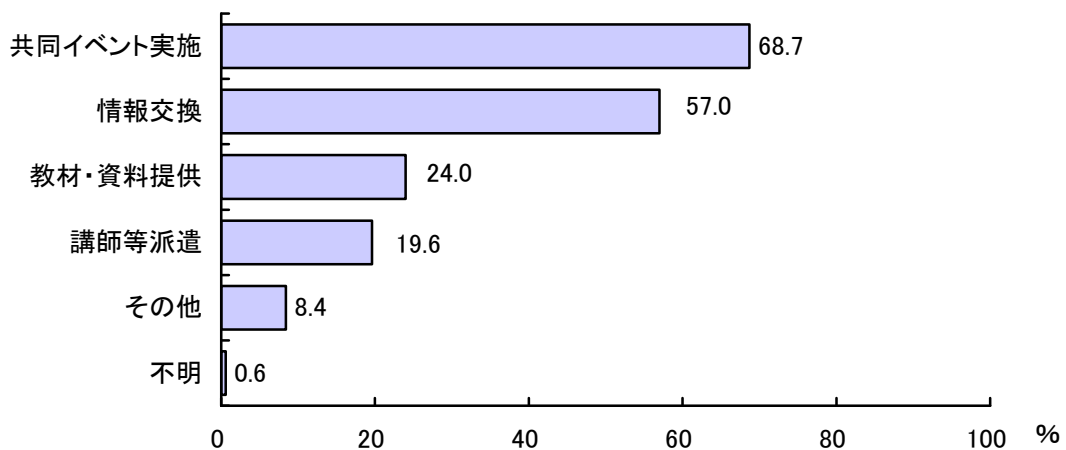
問 16. 協働取組の推進において他の自治体と連携した事業を行っていますか。(1 つ選択)

他自治体との連携の状況 (N=1106)



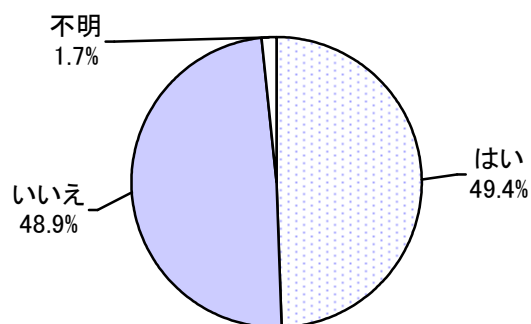
問 16-1. 他の自治体と協働・連携している場合、それはどのような活動ですか。(複数選択)

他自治体との連携の内容 (N=180)

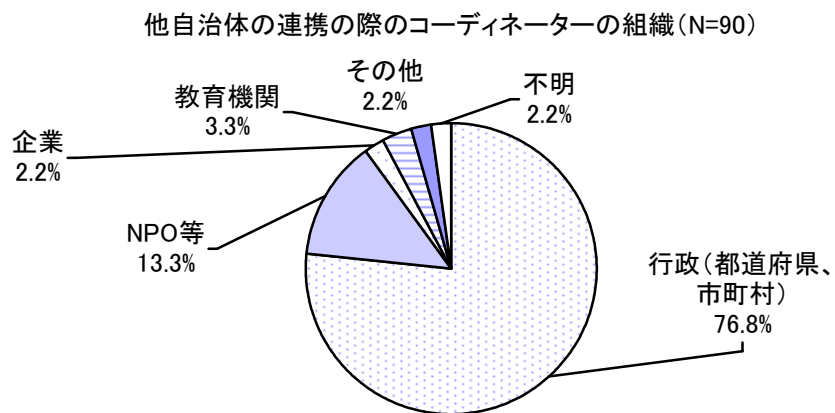


問 16-2. 他の自治体と協働・連携する場合、組織間の調整を行うコーディネーター役はいますか。(1 つ選択)

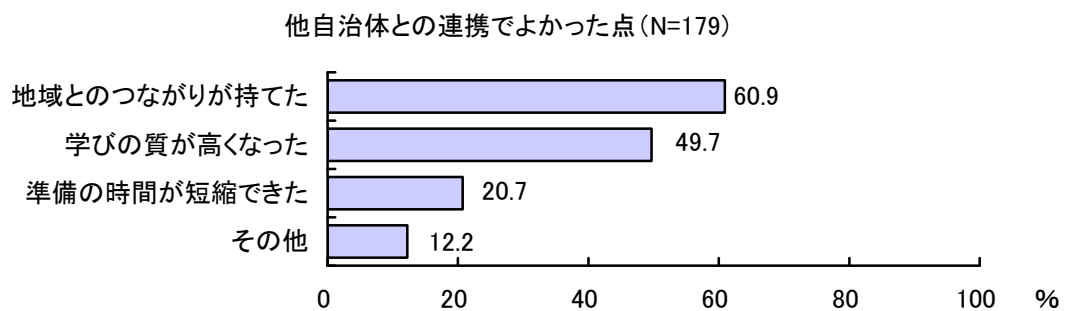
他自治体の連携でのコーディネーターの有無 (N=180)



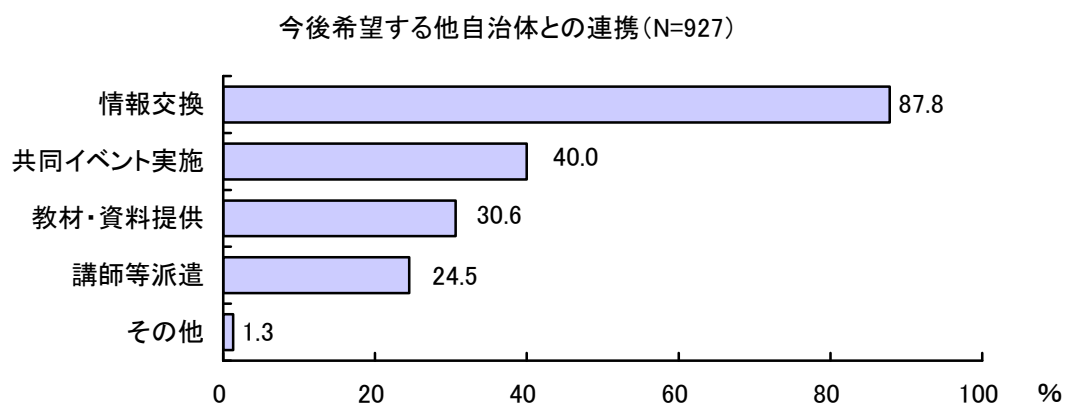
問 16-2-1. (「はい」と回答の方) 中心となるコーディネーター役はどの組織ですか。(1 つ選択)



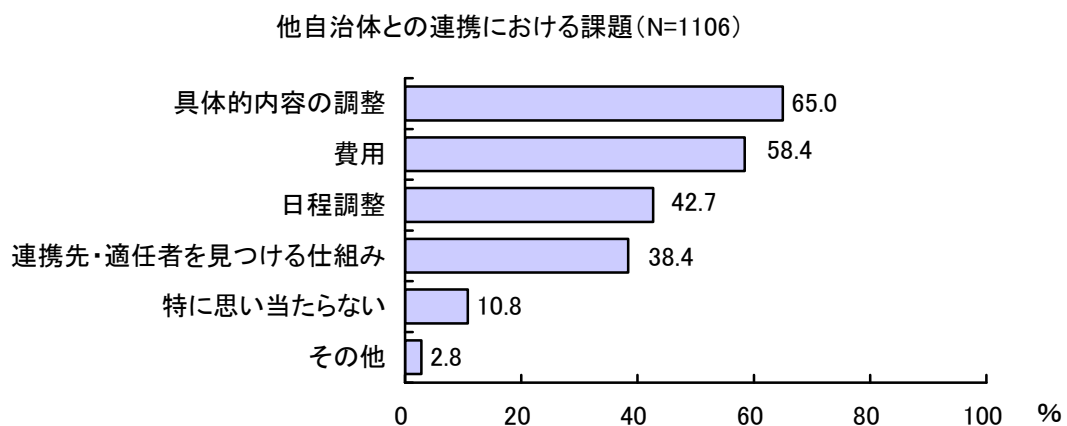
問 16-3. 他の自治体と協働・連携する場合、良かった点はなんですか。(複数選択)



問 16-4. (他の自治体との連携を「今後行いたい」、「行う予定はない」と回答の方) 他の自治体と連携を行うとした場合、どのような連携を行いたいですか。(複数選択)

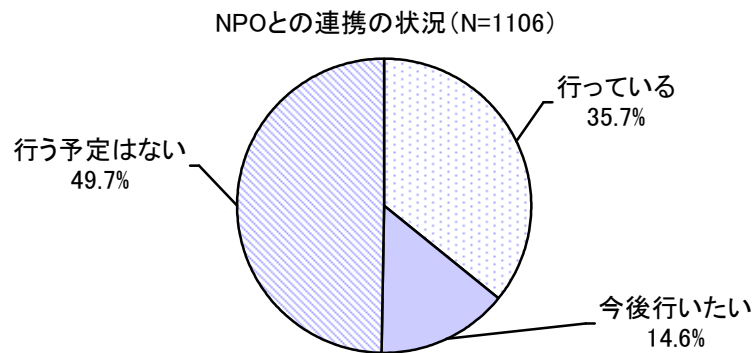


問 17. 他の自治体との連携の際、課題となる点はなんですか。(複数選択)



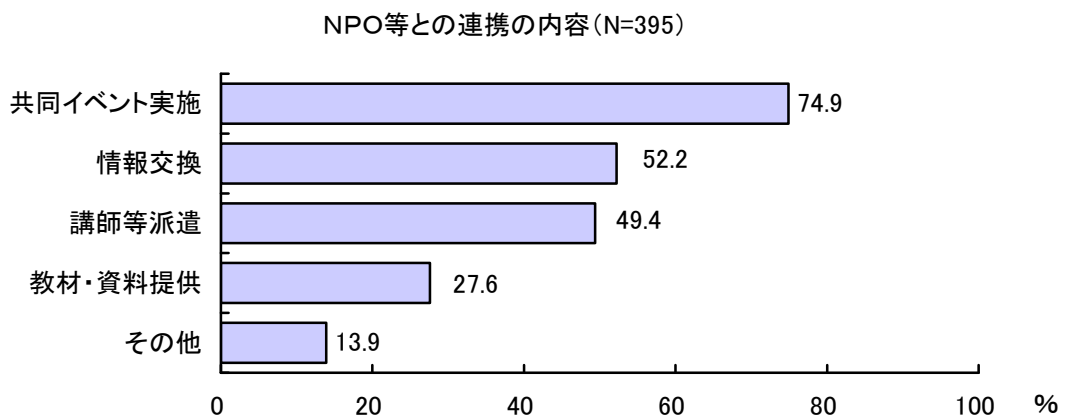
●NPO 等との連携について

問 18. 協働取組において NPO 等と連携した事業を行っていますか。(1 つ選択)



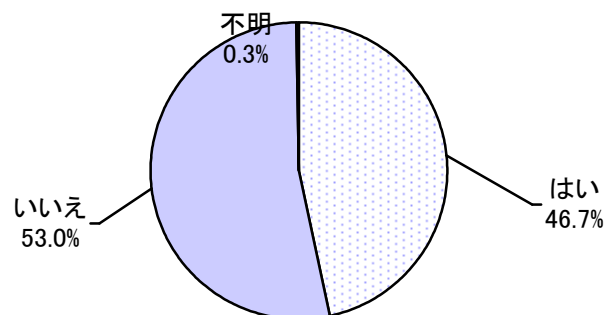
*「NPO 等」には、NPO 法人のほか、社団法人、公益社団法人、一般社団法人、財団法人、公益財団法人、一般財団法人、任意団体を含む。

問 18-1. NPO 等と協働・連携する場合、それはどのような活動ですか。(複数選択)

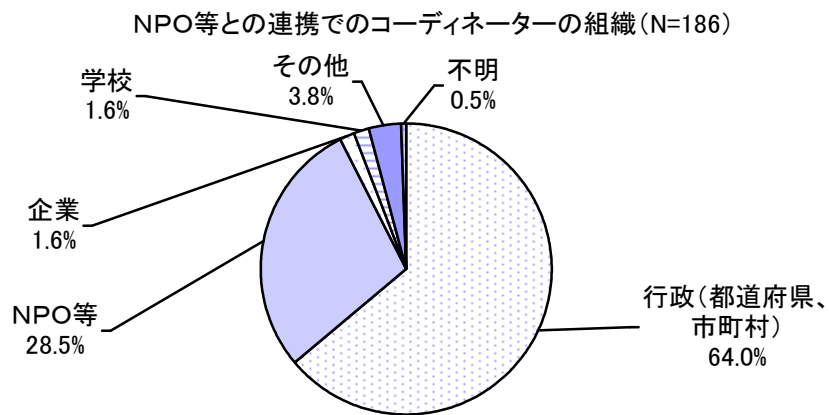


問 18-2. NPO 等と協働・連携する場合、組織間の調整を行うコーディネーター役はいますか。(1 つ選択)

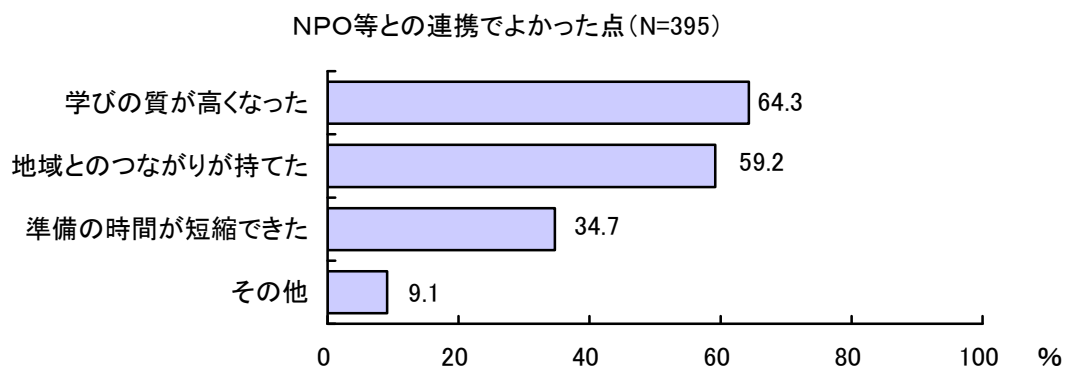
NPO 等との連携でのコーディネーターの有無 N=397



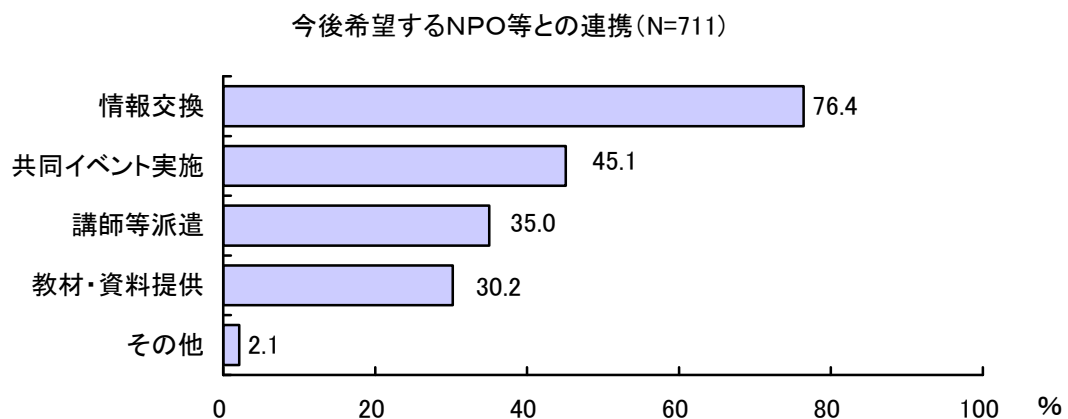
問 18-2-1. (「はい」と回答の方) 中心となるコーディネーター役はどの組織ですか。(1 つ選択)



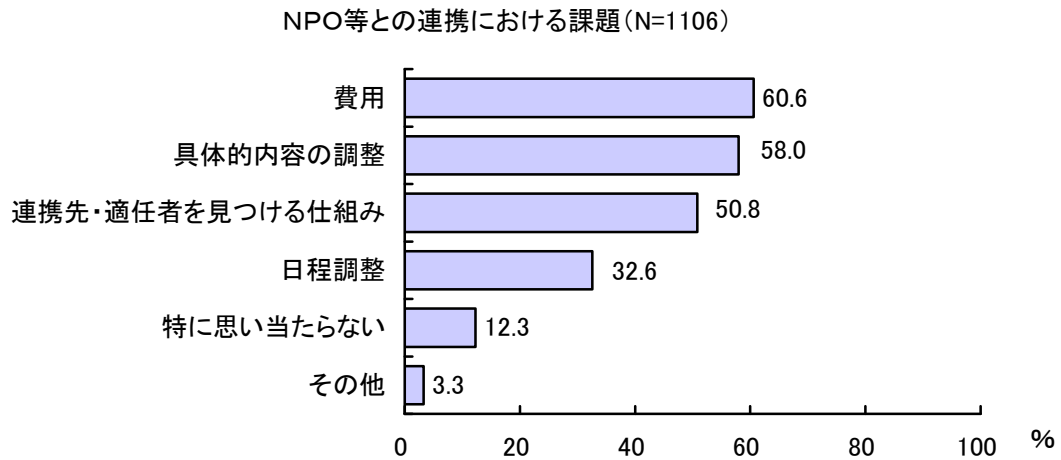
問 18-3. NPO 等と協働・連携する場合、良かった点はなんですか。(複数選択)



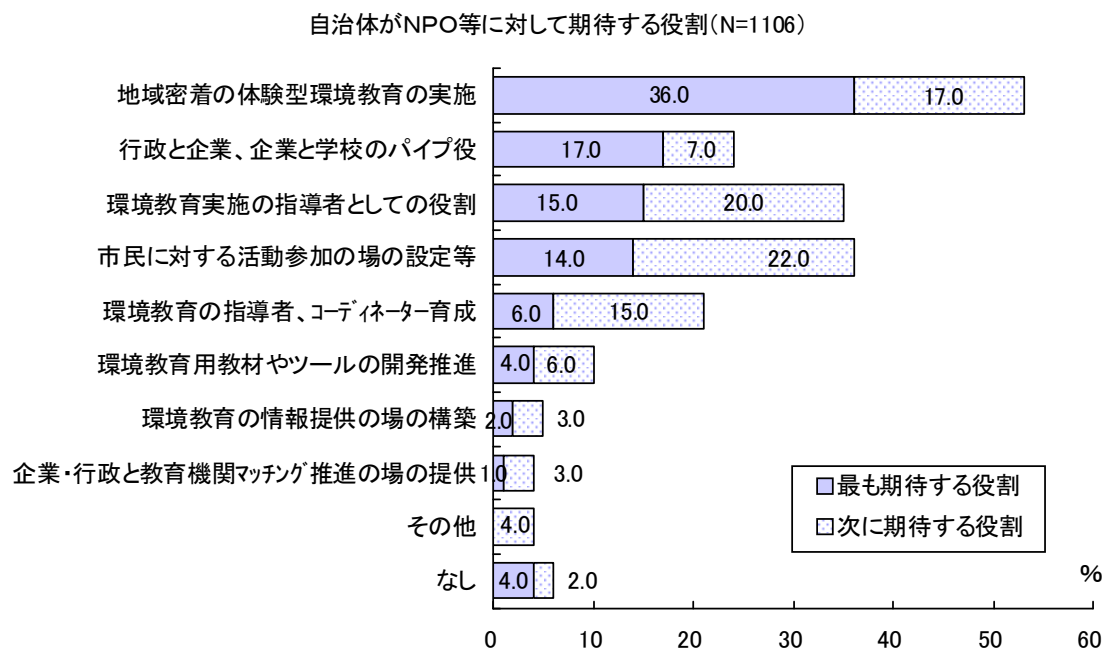
問 18-4. (NPO 等との連携を「今後行いたい」「行う予定はない」と回答の方) 今後行うとした場合、NPO 等とどのような連携を行いたいですか。(複数選択)



問 19. NPO 等との連携の際、課題となる点は何ですか。（複数選択）



問 20. 環境教育において、NPO 等に期待する役割のうち、最も期待すること及び次に期待することを教えてください。（それぞれ 1 つを選択）

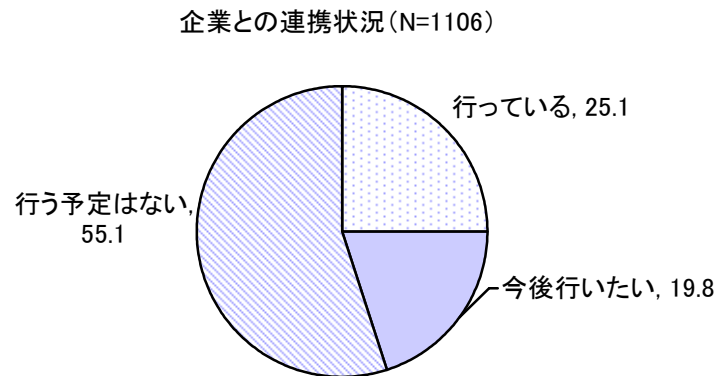


【その他の内容（問 20-1）】

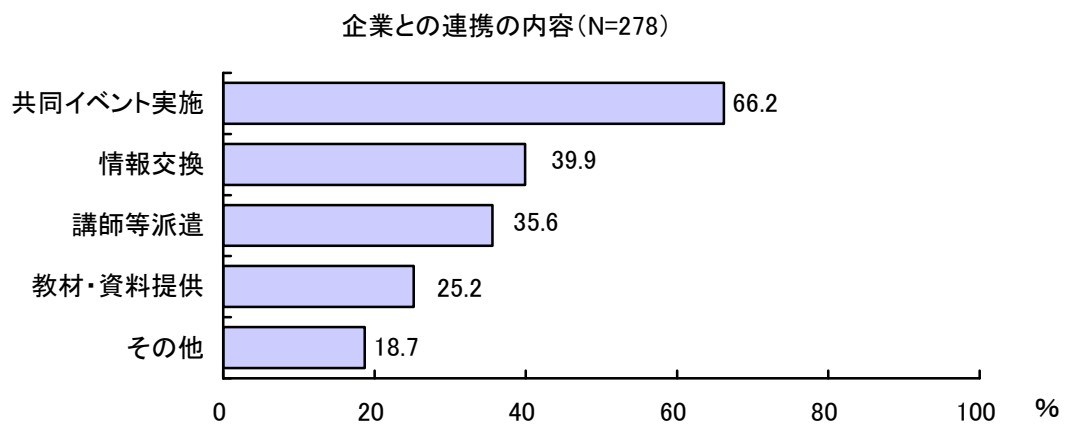
- ・地域に密着した体験型の環境教育の実施
- ・環境教育に活用できる教材やツールの開発の推進
- ・市民と行政、市民と学校のパイプ役としての役割
- ・自治体では取り組みにくい（物品販売等による）集客
- ・中間的支援機能を持つ NPO の育成

●企業との連携について

問 21. 協働取組において企業と連携した事業を行っていますか。(1 つ選択)

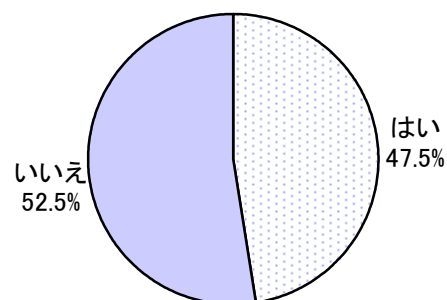


問 21-1. 企業と協働・連携する場合、それはどのような活動ですか。(複数選択)

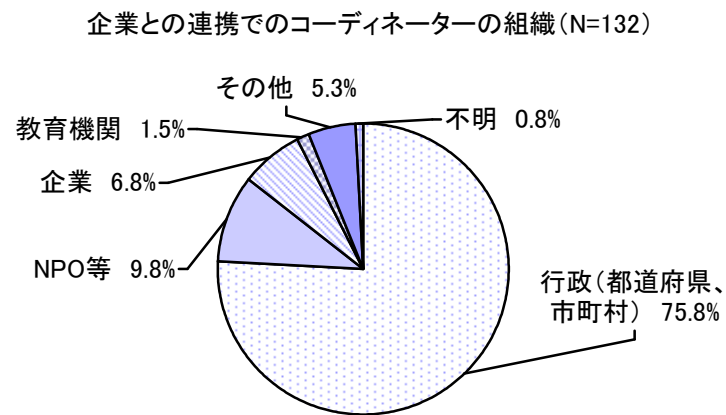


問 21-2. 企業と協働・連携する場合、組織間の調整を行うコーディネーター役はいますか。(1 つ選択)

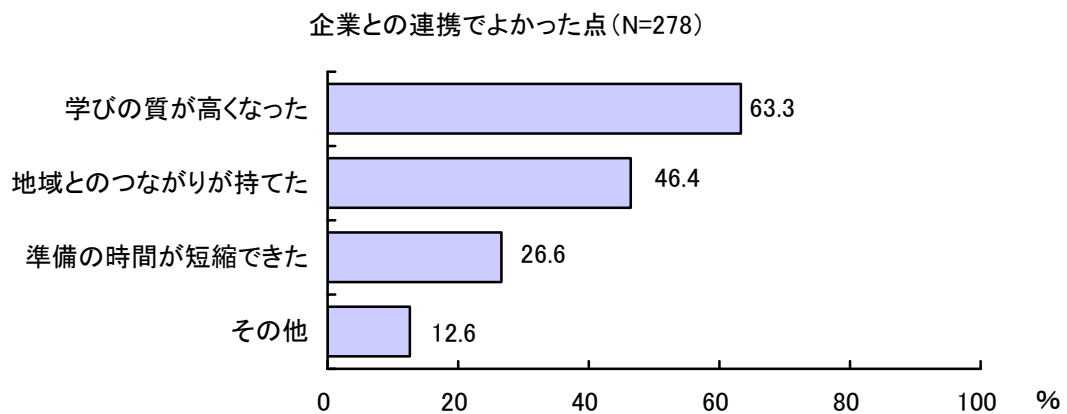
企業との連携でのコーディネーターの有無 (N=278)



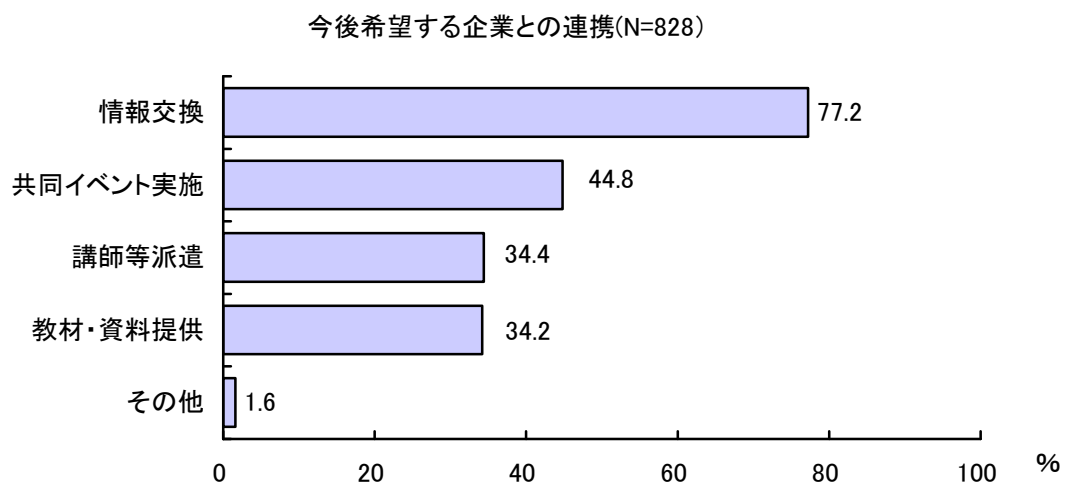
問 21-2-1. (「はい」と回答の方) 中心となるコーディネーター役はどの組織ですか。(1つ選択)



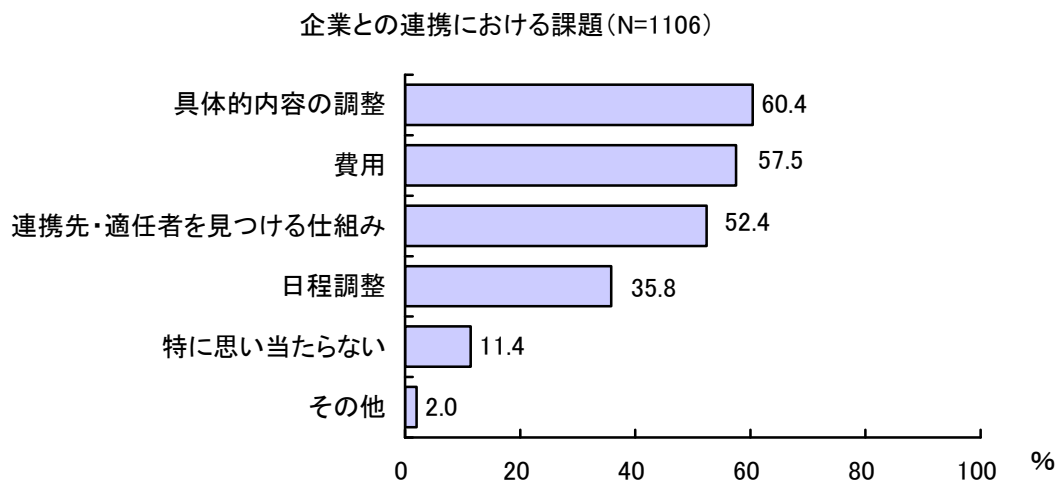
問 21-3. 企業と協働・連携する場合、良かった点はなんですか。(複数選択)



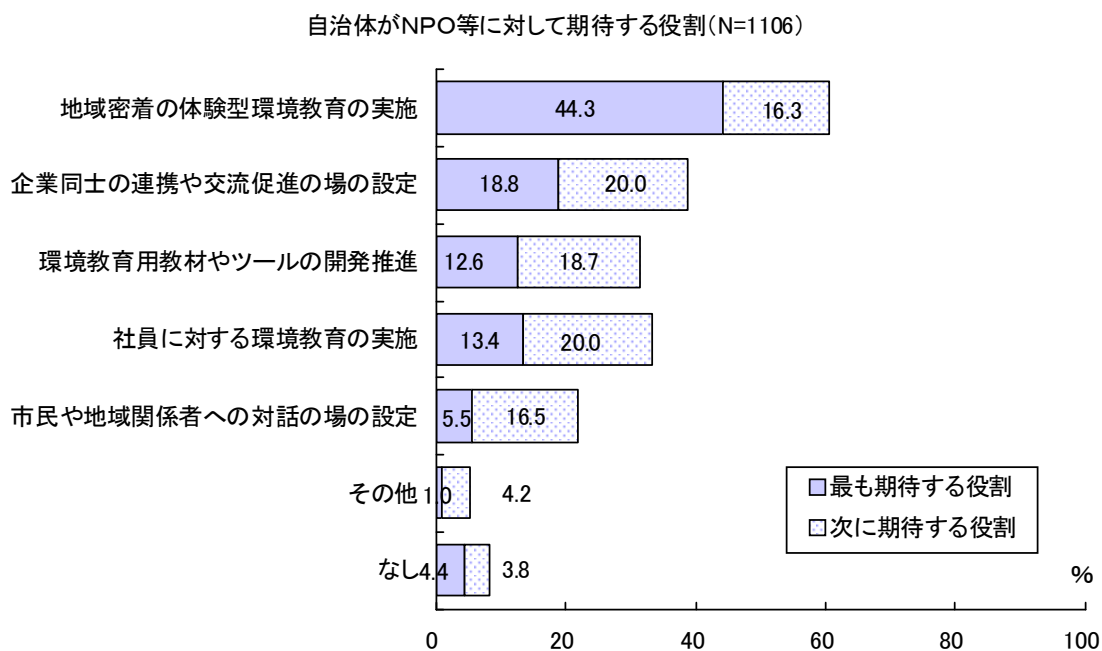
問 21-4. (企業との連携を「今後行いたい」「行う予定はない」と回答の方) 今後企業との連携を行うとした場合、どのような連携を行いたいですか。(複数選択)



問 22. 企業との連携の際、課題となる点はなんですか。（複数選択）



問 23. 環境教育において、企業に期待する役割のうち、最も期待すること及び次に期待することを教えてください。最も期待すること、次に期待することの順番でクリックしてください。（それぞれ1つを選択）



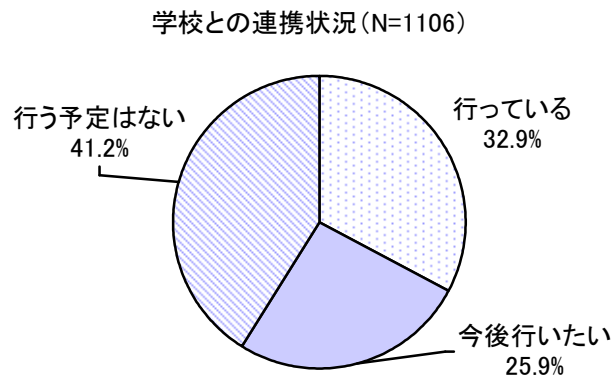
【その他の内容（問 23-1）】

- ・ 人手や知識などの支援
- ・ 行政とは違う場所での周知・啓発
- ・ 地域に密着した体験型の環境教育の実施
- ・ 環境教育に活用できる教材やツールの開発の推進（例：モノづくりのプロセスの見える化）
- ・ 事業費用の提供
- ・ 環境に配慮した事業活動の推進
- ・ 地域に密着した体験型の環境教育の場としての、企業の取組や施設の見学（解放）をお願いしたい。（小、中、高生に見せる場）

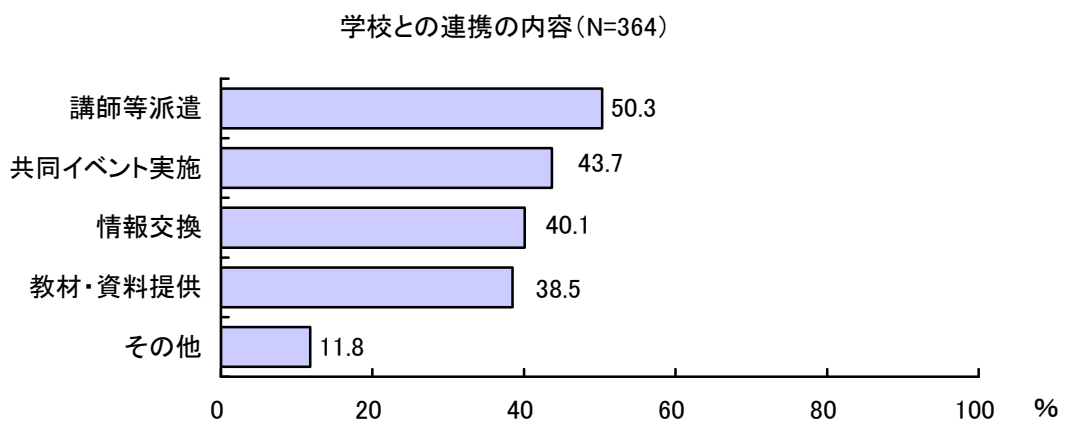
- ・環境教育実施経費の提供
- ・専門分野の知識・技術の普及啓発
- ・環境 NPO 団体への支援
- ・環境保全活動の協働した取組み
- ・情報交換
- ・企業の得意分野（専門性、本業）を活かした参加（ex.企業ノウハウ、コネクションを活かした広報）
- ・環境教育に係る事業への賛同・参加及び PR 活動の協力
- ・社員及びその家族等に対する環境教育の実施
- ・開発した資料の提供や専門家などの支援
- ・企業の事業活動によって培われた専門性を活かした環境学習
- ・環境学習を実施するにあたっての費用の負担や教材の提供
- ・専門的知識・経験等をもっている講師の派遣や環境教育としての場の提供
- ・企業理念として環境貢献のために、研究・開発をしているという姿勢のmise方
- ・専門的な視点からの指導
- ・環境教育の実施における指導者としての役割

●学校との連携について

問 24. 協働取組において学校と連携した事業を行っていますか。(1つ選択)

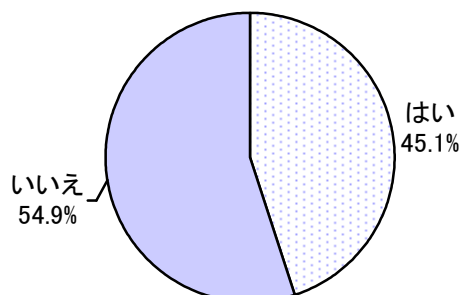


問 24-1. 学校と協働・連携する場合、それはどのような活動ですか。(複数選択)

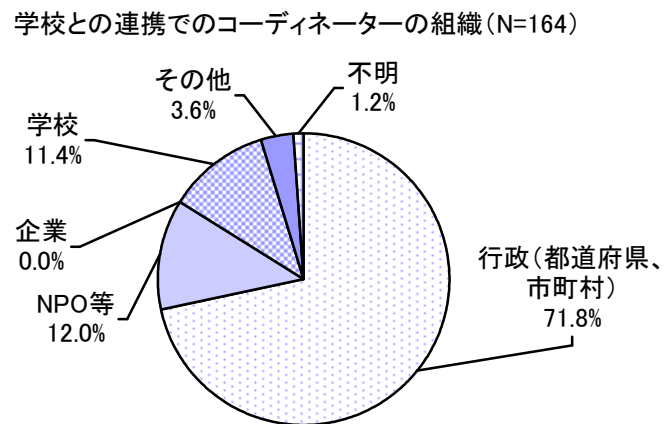


問 24-2. 学校と協働・連携する場合、組織間の調整を行うコーディネーター役はいますか。(1つ選択)

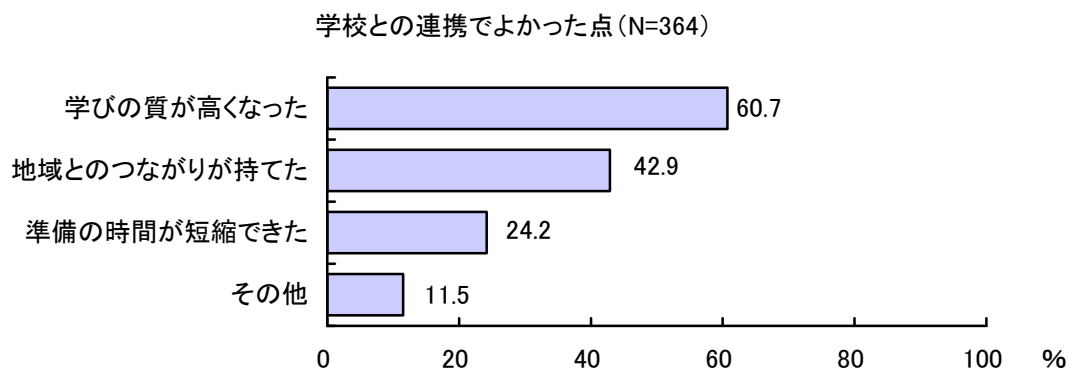
学校との連携でのコーディネーターの有無(N=364)



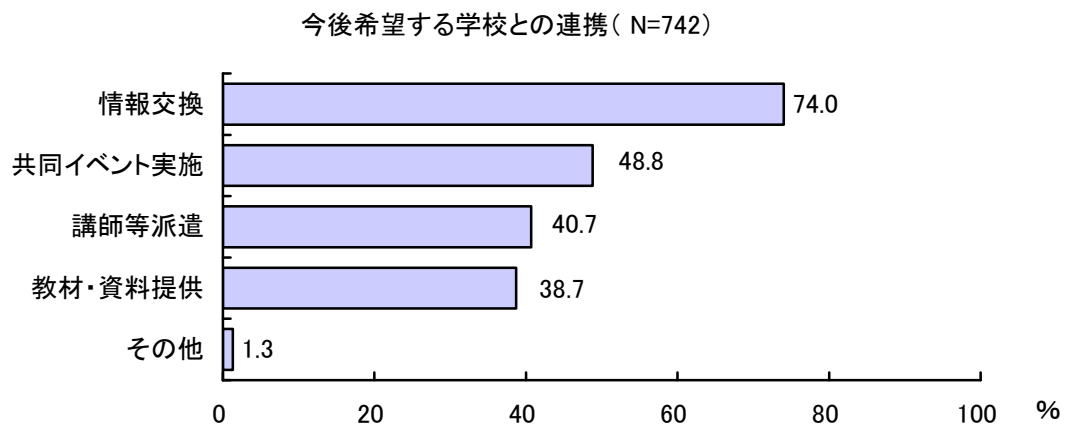
問 24-2-1. (「はい」と回答の方) 中心となるコーディネーター役はどの組織ですか。(1つ選択)



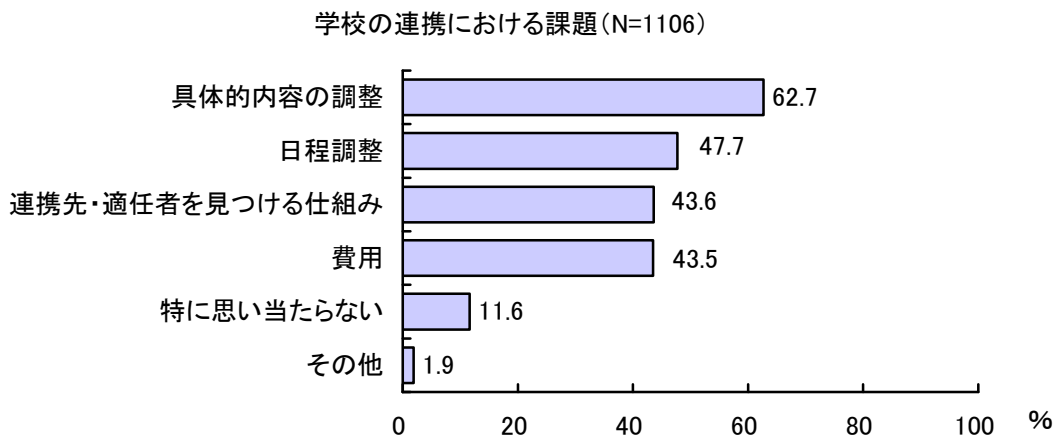
問 24-3. 学校と協働・連携をする場合、良かった点はなんですか。(複数選択)



問 24-4. (学校との連携を「今後行いたい」「行う予定はない」と回答の方) 今後行うとした場合、学校とどのような連携を行いたいですか。(複数選択)



問 25. 学校との連携の際、課題となる点はなんですか。（複数選択）



問 26. 環境教育において、学校に期待する役割はありますか。ありましたら、お聞かせ下さい。（記述式）

この設問に対し、265 自治体 (23.9%) から回答が寄せられた。主な回答は以下のとおり。

＜教育現場における環境教育の実践・充実＞（182 件）

【環境教育の推進・向上、横断的取組の実施など】（82 件）

- ・学校（教育現場）における環境教育の充実
- ・学校教育の場における環境学習の推進
- ・環境教育に取り組む機会や時間を増やしていただきたい。
- ・一人一人の子どもが環境保全意識を高め、自主的な具体的行動に結び付けていくような授業等の実施。
- ・授業や学校生活を通して、環境に対する基礎知識等を学習してもらいたい。
- ・教育の現場で「環境」という教科はないが、各教科の単元の中に環境と深く関わっている内容があるので、この部分を環境教育の分野を加味していただきたい。
- ・倫理、経済、自然等、多角的視点で環境教育を図ってほしい。
- ・各学校においての環境教育の実施、総合的な学習の時間等を活用した教科横断的な取組の実施。
- ・教育機関、特に小・中・高における教育は、次世代を担う子ども達の環境意識を高める上で、重要な役割を担うと考える。など

【環境教育に積極的に取り組む姿勢】（34 件）

- ・小中学校での環境教育に取り組む前向きな姿勢（学校、先生により取組内容に大きな温度差がある）
- ・環境教育に関する積極的な参加、取組
- ・環境教育の実施における指導者としての役割
- ・教育機関が主体的意識を持って取り組むこと。
- ・教育現場の実態を踏まえ、積極的に意見等を出してほしい。
- ・学校指導要領に記載されていない環境活動やボランティア活動にも積極的な参加を望む。

【日常的・継続的な環境教育の実施】（25 件）

- ・学校などにおけるカリキュラムなどに基づく計画的で継続的な環境学習の推進（実施）
- ・教育現場での環境教育は効果が非常に高いので、正式科目の授業として組み入れてほしい。
- ・継続的な環境教育の実施（Ex.小学校の場合は、6年間の継続学習の実施など）
- ・長期の環境教育に係る計画の構築と、当該計画に基づく経年的に環境プログラムを実施するシステムの構築
- ・日常的な教育の場において、環境学習を効果的に取り込んでほしい。

【子ども発達段階や地域の特性に合わせた環境教育の実践】(22 件)

- ・教育としての位置付けを明確に行い、学年によりどのようなことを学習すべきかを調整する役割
- ・最も子供たちに対して影響を与える機関のため、幼少期からの連続した環境教育を受けさせることが重要と考える。各年齢に応じた環境教育を実施できるような仕組みを担ってもらいたい。
- ・幼少期からの環境教育プログラムの構築
- ・地域に根ざした、地域の特性を学び、考える、行動できる大人になれる教育を目指すために、園児・児童・生徒の学齢期に合わせた一貫した環境教育の構築。
- ・教育機関の所在する地域の自然・生き物を用いた環境教育
- ・校区の特色や地域性を取り上げた環境に関する取り組みにより、子どもたちの身近な環境に対する関心をより高める。
- ・地域資源を活用した環境教育の実践・継続 など

【体験学習の実践】(12 件)

- ・学校の校舎を出た、外での体験による学習（自然環境の体験、将来の職業観につながる産業の体験、地域文化の体験）の時間への認識
- ・自然とふれあう機会を通じ、環境問題のより一層の啓発。
- ・知識を教えるよりも、自然の中での遊びや体験を実践する教育をすすめることで、子どもたちの自然や環境に対する好奇心を更に深めてほしい。 など

【ごみ問題についての教育】(8 件)

- ・子供の頃から、ごみ減量やごみ出しのマナーなど環境に関わることを教えて欲しい。
- ・ごみ減量・リサイクルの推進
- ・ゴミの分別など身近なことから環境教育を行ってほしい。 など

＜地域との連携＞(58 件)

【他教育機関、家庭、行政、NPO、企業など地域との連携による環境教育の推進】(36 件)

- ・PTA や自治会、地域の環境 NPO 団体等と連携した自然体験学習等の環境教育の実施。
- ・学校の環境の取組みと地域とのつながり作り
- ・地域、企業、NPO 等、他の教育機関、行政などと多方面について連携した実践。
- ・学校と家庭、地域、企業との連携
- ・環境部局と協力しながら、環境問題への取り組みを正確に理解し、実行する役割。
- ・環境教育の推進について、それぞれ単独で取組んでいる点がありますので、まずは情報の交換からはじめ、お互いの支援協力体制を作っていきたい。
- ・県・市町村単位での体系的な環境教育のできる体制づくり（現在、各学校の取組みに委ねている部分が多い）。 など

【教育施設、他機関との連絡調整】(15 件)

- ・各小中学校等との連絡や調整役として期待している。
- ・特に市町村立の小中学校等の窓口一元化（全てに直接発信しなくても情報が伝わる仕組みの構築）
- ・環境の保全等の意識の高揚、具体的な活動の実践。行政と児童生徒とのパイプ役。
- ・地域住民や事業者との連携の中で、コーディネーターや実働人員を派遣する役割を期待する。 など

【行政など外部の機関や人材等の活用】(7 件)

- ・環境教育を進めるための外部講師の積極的活用
- ・県の出前講座等の環境教育に係る制度の積極的な活用
- ・柔軟な受入れ体制及び過去に固執しない体制。
- ・小中学校は子供達へ環境の輪を広げることのできる数少ない場である。そのため、市の環境行政機関を利用し、積極的に子供が環境を学ぶ機会を増やしていただきたい。
- ・行政機関で環境学習に必要な教材・ツール等を提供することで、各学校機関においては、総合的な学習をはじめ、社会や理科などの各教科で積極的に環境教育を取り入れていくことを期待。 など

＜人材育成・意識啓発＞(52 件)

【環境教育の教育者・指導者などの人材育成】(23 件)

- ・教員に対する研修内容の充実
- ・環境教育担当教員（指導者）の育成。

- ・環境教育における次世代の指導者の育成
- ・環境教育における指導者、コーディネーターの育成
- ・大学の教育学部等での環境教育を実践できる人材の育成 など

【意識啓発】(29 件)

- ・教員に対する環境教育の必要性の意識啓発
- ・環境意識の高揚
- ・環境教育を受ける側の、意識を高めるノウハウの提供。
- ・教育施策を通じての環境保全に対する意識づくり
- ・研修、啓発機会の発掘についての住民向け情報の提供。
- ・子供から大人までの幅広い人々を対象とする環境教育の継続的啓蒙活動。環境教育実践のための場所の提供。
- ・児童、保護者に対する教育の取り組みへの目的を説明していただく。
- ・小中学生からの環境意識の改革
- ・学生を中心とした若い世代への意識啓発 など

＜環境教育の場や人材の提供＞(36 件)

【教育の場や企画の提供】(21 件)

- ・児童・生徒を対象とした環境学習を展開する場の提供。
- ・創意工夫を凝らした環境学習の場の提供及び環境に対する意識の醸成づくり
- ・幅広い市民の環境教育の企画や場の提供
- ・専門性を活かした企画・計画の立案
- ・積極的に環境教育や講演会、研修会等に参加できる仕組みづくり など

【教材やツールの提供】(9 件)

- ・環境教育に活用できる教材やツールの開発の推進
- ・教育機関のより専門性のある教材や活動の提供
- ・地域環境学習の講師の育成や教材・資料等の作成・提供 など

【講師の派遣・紹介】(6 件)

- ・環境教育の講師の派遣
- ・専門分野における講師・指導者等の派遣
- ・教育機関の持つ人材ネットワークの活用 など

＜情報提供＞(29 件)

【教育現場における環境教育についての情報の提供】(16 件)

- ・子どもたちの自然に対する目線（どんなことに興味をもっているか、そんなものに感動したか、大人には欠けているような視点など）を、環境教育への新しいアイディアとして、どんどん情報発信してほしい。
- ・教育機関からみた環境教育のあり方についての意見
- ・教育機関の生の声を提供していただくこと。
- ・実際の教育現場で、どのように環境教育が行われているのか、こういった事業であれば受け入れられるかなどが想像でしか分からないので、そういった情報提供をいただけるとありがたい。 など

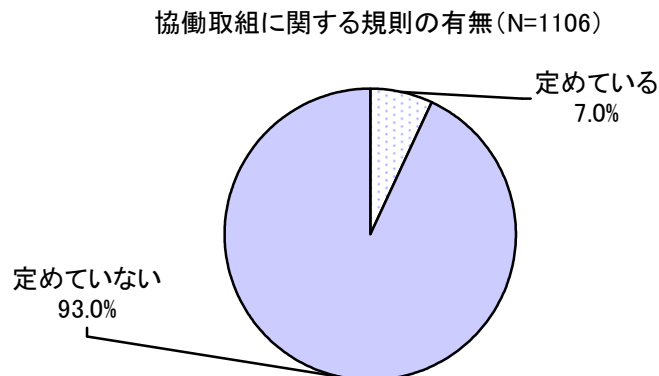
【専門知識や知見の提供】(8 件)

- ・環境に関する専門知識・諸知見等の行政や地域へのアウトプット
- ・環境に関する専門的な知識の補完
- ・社会教育施設等においては、専門性を発揮してほしい。
- ・専門的な知識の教授や環境教育を実践できる場として期待している。
- ・専門的な知識を環境教育の現場（学校や地域）に活かしてもらいたい。 など

【環境教育の成果についての情報発信】(5 件)

- ・学習結果の環境活動発表会、又はコンテスト（地域向け啓発の一環）
- ・協働取組の成果を可視化して、資産化する機能（大学）
- ・環境教育実施後、児童の意識や行動に効果があったかをフィードバックする役割 など

問 27. 協働取組に関する規約・基準・手続きに関する規則のようなものは定めていますか。
(1 つ選択)



問 28. 自治体が行う環境保全活動等を NPO 等に委託する際、価格以外の要素を評価して契約相手を選定する仕組み等がありましたらお聞かせください。また、その理由もあわせてお聞かせ下さい。(記述式)

この設問に対し、59自治体（5.3%）から回答が寄せられた。主な回答は以下のとおり。

＜プロポーザル（企画提案）方式＞

【プロポーザル方式】（25 件）

- ・ 審査会（プロポーザル方式）による選定
- ・ NPO の専門性やノウハウの活用を目的に委託する場合に企画提案公募方式を採用
- ・ 一般県民向けの環境学習機会（講座）を提供するため、上限を 5 万円とする事業企画を公募し、企画評価委員会（委員 5 人）の各委員による評価をもとに県が委託先を決定する仕組み。
- ・ 環境施設の管理・運営、環境学習講座の委託において、運営面での工夫や、魅力あるプログラムの提案を評価するため、コンペ形式で企画内容を審査する選定委員会を設けている。
- ・ 企画提案方式（企画コンペ方式）
- ・ 本市では、提案型協働事業を実施しており、市民または行政が課題解決のために企画提案し、外部委員等の審査を経て協働している。（市の負担額：1 団体につき 100 万円） など

【理由：民間活力の有効活用】（7 件）

- ・ 行政だけでは解決できない、新たな課題へ対応するため
- ・ 民間団体の優れた発想、計画等を事業に生かすため、
- ・ 企画、運営能力に優れた事業者の技術的知識や情報を活用するため
- ・ 市民活動団体の柔軟な発想の活用。 など
- ・ 県環境アドバイザー等、民間の環境 NPO・ボランティア団体への活動機会の提供のため。

【理由：公正さや公平さ、公開性の確保】（2 件）

- ・ 公正、公平性、公開性の担保と民間活力の有効活用のため
- ・ 相手方が事業内容に合致した合理的な選定先であることを根拠付けるため

【理由：効率的な事業実施、コスト削減】（2 件）

- ・ 効率的かつ合理的な実施とコストの縮減
- ・ 予定額及び仕様書の範囲内で、より効果的な事業が遂行できる委託先を選定するため

＜随意契約＞

【随意契約】(12 件)

- ・特命による随意契約
- ・地方自治法 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び市の財務規則の規定による随意契約
- ・環境保全活動自体は委託契約ではなく、ボランティア活動であるが、里山ボランティア養成講座の実施に際して、当該 NPO 団体へ独自技術の活用の観点等から随意契約としている。 など

【理由：実績、連携体制を評価】(6 件)

- ・対象とする活動について、これまでの活動実績、関係機関との連携体制を評価し、随意契約を行った事例がある。
- ・長年にわたって NPO 等と連携（委託含む）し、地域特性に合った環境保全活動プログラムを創り上げてきた。また双方の協働で改良を重ねてきた経緯がある。従って、契約は随意契約としている。 など

【理由：事業が必要とする専門性・独自性を有しているため】(4 件)

- ・業務の特殊性などから事業を履行できる NPO が市内に 1 団体しかない場合などには特命随意契約により選定している。
- ・環境保全活動等に関する専門性、知識の活用の観点 など

【理由：その他】(3 件)

- ・価格ではなく、より質の高いものを提供するため
- ・設立及び活動の目的が営利でなく、市と協働する意志があり、また市内の環境保全を推進する環境市民団体と契約することで委託料が低廉となるため、一者特命随意契約を行っている
- ・環境団体の育成のため

＜選定の際の判断要素・団体に関する事＞

【ノウハウなど専門知識や独自性を有している】(22 件)

- ・環境学習についてのノウハウ
- ・独自性を考慮する。
- ・NPO の持つノウハウを生かした環境教育の充実が図れる。行政の「画一的」な教育から脱した、実地研修型教育に期待できる。
- ・NPO 独自が持っている知識や技能（行政で行うよりも有益だと見込まれるもの）
- ・環境保全活動等に関する専門性、知識の活用の観点 など

【実績がある、継続性が見込まれる】(14 件)

- ・過去の実績
- ・様々な環境問題についての的確かつ速やかに対応するための知識・ノウハウや人的ネットワークを有している団体等であること。
- ・継続性 など

【地域とのつながりがある、ネットワークが構築されている】(8 件)

- ・専門知識や地域とのつながりの深さなどを考慮し、随意契約をおこなっている
- ・団体の持つネットワーク など

【組織の運営体制、財政基盤がしっかりしている】(8 件)

- ・組織の体制
- ・従事できる人員
- ・依頼団体の運営に係るニーズをコーディネートするための事務局の体制が十分であること。会計処理等の事務処理を適正に速やかに実施できること。
- ・団体等の組織運営体制、団体等の経理的基礎
- ・組織の内容（大きさ、実績等客観的にみてしっかりとした組織かどうか）
- ・選定基準は、価格もその一部であるが、事業の企画内容や運営能力等も基準としている。

【熱意】(2 件)

- ・意欲、技術的能力等を勘案し、最適な受注者を選ぶ。
- ・NPO の業務遂行能力・活動実績・事業計画の適正・財政基盤・熱意を評価する。

＜選定の際の判断要素・提案内容に関する事＞

【企画内容】（6件）

- ・ 価格の他に事業の提案内容や従事できる人員などを含めて総合的に委託事業者を決定する。
- ・ 価格よりは内容を重視すべきケースが考えられるため。
- ・ 選定基準は、価格もその一部であるが、事業の企画内容や運営能力等も基準としている。

【企画内容の適正さ】（8件）

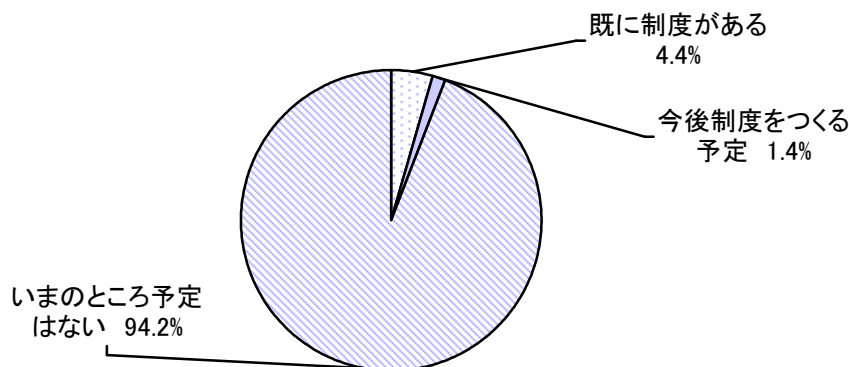
- ・ 市の基本方針に合致した内容や方法等か否かを考慮する。
- ・ 相手方が事業内容に合致した合理的な選定先であることを根拠付けるため
- ・ 環境学習教育の場として利用できる施設「エコプラザ」の管理運営については、単に施設管理の価格のみだけでなく、その施設を利用し、さらに区民の意識を高める取り組み、企画等が必要であり、それらの総合設計をできる企業もしくはNPOに委託する必要がある。
- ・ 指定管理者制度導入に係る指針 など

【その他】（3件）

- ・ 提案内容に具体性があるか、魅力ある提案か
- ・ 事業内容の具体性、実現可能性
- ・ ISO 認証組織の場合、指名審査の際に加点を行っている。

問 29. 協働取組推進のための協定制度の仕組みはありますか。(1 つ選択)

協働取組推進のための協定制度の有無(N=1106)



問 30. 協働取組に関する協定の届出を受理するにあたり、課題となることがあれば、お聞かせ下さい。(記述式)

この設問に対し、46自治体（4.2%）から回答が寄せられた。主な回答は以下のとおり。

【届出を受理する際の判定基準の設定】(19 件)

- ・協働取組に関する協定の届出受理に関して、一定の基準が必要と考えられる。
- ・すべてが適当であると判断されるとは限らない。適・不適の判断基準をどのように設けるかが課題となると考える。
- ・受理する要件等のガイドラインがあれば大変助かります。
- ・届出のあった協定の内容が適正であるかどうかの確認。また、必要な助言又は指導について、相当な知識がないと困難。
- ・提出された協働取組の活動内容について、妥当性をチェックするために必要な情報収集のあり方。
- ・団体が政治や宗教などの色を帯びていないか、また、公平性が確保されるかなど。
- ・不受理の基準制定
- ・協働取組内容に問題がある場合（法令不適合等）の手続きを定めてほしい。 など

【責任の所在や役割分担の明確化】(9 件)

- ・「適切な役割分担」となっているか明確な基準、例示がないと受理基準が不明確であり判断が困難
- ・進行管理における責任の所在
- ・協定の締結の当事者、関係者、行政、教育機関の役割分担、責任の範囲及び利害の調整
- ・費用負担にかかる事項（負担配分の問題など） など

【部局間の調整・連絡】(5 件)

- ・協働取組の内容によって、届出を受理する部署が異なるのではないかと懸念される。
- ・環境保全活動の内容や、対象地次第で所管部局が異なるため、協定届出受理担当部局と実質的な協定締結担当課の調整が困難である。
- ・協働を推進する部署と事業を所管する部署における「協働」に対する意識の差が大きい。協働を推進する部署と事業を所管する部署との連絡調整をどのように図っていくか。
- ・農林関係部局、環境関連部局、教育委員会間で十分な連携、調整をとることが難しい。
- ・協働取組を希望する市民が円滑に動けるよう、あらかじめ窓口となる担当部署を定めておく必要がある。

【団体間の調整や協議のしくみづくり】(5 件)

- ・いくつもの団体がある場合の、団体間の調整の問題。
- ・調整・協議の仕組みづくり など

【届出者のメリットの明示、インセンティブの提供】(3件)

- ・インセンティブの提供
- ・民間事業者にメリットがあるのか疑問
- ・協働取組に関する協定の届出が、当該団体等にどんな具体的なメリットを及ぼすのか、また、地方公共団体が受理し、具体的に行うべきことが見えない。

【事業の継続性の問題】(3件)

- ・市民団体、NPO、企業側の継続性
- ・市民団体への継続的な財政的支援が難しいこと。
- ・補助制度と協定とをセットにした事業の事業継続スキーム

【周知・広報の方法】(3件)

- ・受理後の効果的な広報の方法。
- ・周知方法の工夫
- ・情報不足、情報発信

【協働の趣旨や協定内容についての理解度】(2件)

- ・協働取組の趣旨を理解していない企業がある。
- ・協定内容に対する行政とNPO等の思いが一致するかどうか。

【協定づくりの難しさ】(2件)

- ・環境保全協定であり、協働取組みに特化したものではないので、協働についてどこまで盛り込むべきか、方針が定まっていない。
- ・規模が異なり、様々な内容、方法により活動しているNPO等に、共通して適用できる協定を作成することは容易ではないと思う。

【その他】(4件)

- ・協定締結に係る様式が任意形式となると、内容の適正さを判断する際、事務が煩雑となる。
- ・NPO等の育成
- ・手続きの簡素化

（３）環境教育関連事業の実施、推進における課題等

問 31. 環境教育関連事業の実施、推進における課題等がございましたらお聞かせ下さい。
（記述式）

この設問に対し、269自治体（24.3%）から回答が寄せられた。主な回答は以下のとおり。

【教育部局や学校との連携、学校のカリキュラムとの整合】（75 件）

- ・環境教育関連事業については、教育部門（教育委員会）との調整が必要になると思うが、連携の取れていない自治体がほとんどであると思う。一番の課題は教育部門との連携体制の構築である。
- ・新学習指導要領が小学校では今年度、中学校では来年度から全面実施となり、教育の目標として新たに「生命や自然の尊重、環境の保全」が規定される一方、総合学習の授業時数が減少するなど、学校での環境教育を積極的に進めるための時数確保が難しいと思われる。
- ・限られた時数の中で、いかに効率的に環境学習を進めていくかを行政だけではなく、教育機関・NPO・民間企業等が一体となって検討をしていく必要があると考える。
- ・学校のカリキュラムとの整合性
- ・行政が小中学生へ環境調査を行うよう依頼したり、講師として学校へ講座を行ったりする場合、学校においてカリキュラムが既に決まっているので、参加してくれるところが少ない。
- ・学校において、環境教育に熱心な教諭が異動してしまうと、環境教育への熱が冷めてしまう例が多い。
- ・環境教育の必要性を広く認識してもらうことが重要と考える。環境教育カリキュラムとして、義務化を図ることで実施、推進と継続性は確保されますが、教育を受けた個々の人が実際に保全や保護に取り組むことに繋がるとは限らない。また、単純に内容を楽しんだり、時代や世相を反映しただけでは一過性で終わる可能性もある。いかに強制・強要ではなく、誰もが学びたくなる（学ばなければいけない）と意識づけし、加えて活動を動機づけできるかが大切だと考えます。
- ・高等学校、大学等での環境教育等事業の推進

【庁内関係部局間の連携・調整】（10 件）

- ・庁内での協力・連携体制（環境、教育、コミュニティ、農水産、公園ほか）の構築や統括する部門が必要である。
- ・事業内容が市民の生活に直接的に関係するものでないため、事業推進の予算確保が難しい。環境教育として定義される活動は、深く掘り下げるほど、様々な事業（人権・防災）と密接につながっている。それゆえに、縦割り意識を払拭して庁内の連携を図らなければならない場面が数多くあり、連携作業を進めていくための調整に労力がある。

【継続できる主体の連携・産学官の連携等協働のしくみづくり、コーディネート組織の構築】（28 件）

- ・環境教育関連事業の実施・推進にあたっては、区の環境部署、教育部署、都市整備部署などの連携だけではなく、区民や環境保全団体、事業者、専門家などとの協働も不可欠である。このため、今後は関係者をメンバーとする協議会などの設置の検討が必要となる。
- ・産学官民の各主体が有する強み（リソース）を効果的に組合せ、より効率的で充実した環境教育を推進するための、協働による環境教育推進の仕組みづくりが課題である。
- ・地域と連携した取組みの充実
- ・ESD への理解・浸透
- ・環境教育に関する一元的な情報集約や NPO・企業等との連携が十分にできていない。今後は、環境教育に関する一元的な情報提供の場（ポータルサイト等）の構築や NPO・企業等との連携をいかにうまく進めていくかが課題である。

【予算確保】（53 件）

- ・職場の人数も少ない自治体で、環境部局が課として独立もしていない状況では、環境部局と教育部局との調整等もなかなか出来ず、予算的にも全く予算化されていない状態なので、取り組みにくい。
- ・事業として考えた場合、事業評価するための指標の設定が難しい。予算を確保するために財務担当を納得させるような資料づくりに苦勞する。
- ・環境教育の効果が現れるまでには時間がかかると思われますが、長期継続される事業となると安定して予算を確保することが課題になると考えます。

【関連部局職員体制の充実】(48件)

- ・事業を推進するための人員不足(担当職員)
- ・専門性のある職員の配置が人材的にも財源的にも困難
- ・事業は自然観察、体験が主になってくるが、開催時期が夏季に集中するため担当者の負担が大きい。
- ・課の職員数が減少しているため出前講座等の対応が厳しくなっている。

【先導的立場の人材や団体等の確保・育成】(41件)

- ・専門家の育成
- ・地域における環境教育を推進するリーダー育成、リーダーに対する支援。
- ・環境教育における指導者、コーディネーター不足(担い手不足、育成の場の欠如)。彼らを受け入れる際の予算不足
- ・環境保全活動を推進する人材の育成を行っているが、育成した人材の活動を効果的に結び付けるファシリテーターの育成や場の提供が困難である。
- ・環境教育活動を行うNPO等組織の育成が課題となっている。

【住民等の環境に対する意識啓発、理解促進、主体性の確立】(27件)

- ・ESDへの理解・浸透
- ・環境教育について興味がある者については環境教育関連事業に参加する傾向があるが、一方で、環境について興味がない者をどのように環境教育関連事業に参加して頂くのかの仕組み作りが課題である。
- ・事業の実施後も、継続して環境への理解や関心を深めてもらい、一人ひとりが実践活動を行っていくことが重要であると考える。
- ・多様な主体が環境学習の必要性を理解すること。

【効果的な広報・集客が必要】(19件)

- ・環境教育の重要性をアピールする具体的な広報等の手段を知りたい。(現状は「環境に興味のある市民」層にしか届いていない印象がある。)
- ・市民である子供達の参加を募り環境学習会を実施しているが、内容によっては不人気の場合があり、参加者を集めるのに苦労している。今後、事業の周知方法や、子供達の興味をひく事業内容の検討が必要。
- ・事業は自然観察、体験が主になってくるが、開催時期が夏季に集中するため担当者の負担が大きい。また、夏休みに重なるため、他機関の事業開催時期とも重なり、参加者確保や周知方法が難しい。学習会と体験を織り交ぜた、年間計画の工夫が必要

【環境教育関連事業の評価指標の設定、効果検証が難しい】(18件)

- ・事業の効果を客観的に評価することが難しい。
- ・環境教育関連事業の評価指標の設定
- ・環境教育では、事業取組の継続性や啓発事業の重要性が指摘されているが、実際には、その成果が見えにくい現状がある。
- ・事業の効果がすぐに結果として表れないため、費用対効果を問われやすい。

【ノウハウ不足、場の不足、教材の不足】(14件)

- ・環境教育関連のノウハウの不足
- ・条例、基本計画等が定まっておらず、実際どのような事業を実施していけば良いのかわからない。
- ・安全に自然体験ができる「環境教育の場」の確保
- ・教材不足
- ・支援ツールの活用の伸び悩み

【継続性、有効性の高い環境学習プログラムやカリキュラムの企画・構築】(12件)

- ・やりっぱなしの環境学習講座で終わらず、受講生の今後意識や行動の変化に繋がる内容の企画
- ・環境に興味のない人や、子どもや若者、親子にも関心を持ってもらえる工夫
- ・現在、本市が実施している環境教育関連事業には、多くの市民に参加して頂いている。各事業のアンケート結果等から、参加者が環境へ対する関心を持つという導入部分は形成できていると思われる。しかし、関心を持った後、環境保全活動への参加等の実践へ促すことが難しく、課題となっている。

【環境教育に主体的に取り組むための仕組みがない（位置づけが曖昧、独立した部署がないなど）】（11件）

- ・市町が環境教育へ主体的に取り組むための仕組みづくり
- ・事業の具体的な体系的な位置づけ及び財政的支援がなければ、現行事業の継続や新規事業の計画が難しい。

【マニュアル、事例・メニューがほしい】（9件）

- ・環境教育を企画し実施する現場における環境教育の具体的な方針や運用方法がわかるバイブルが必要。現在は事業担当者の知識・考え方等により事業の具体的な内容が決まり、統一性がない。
- ・参考となる事業メニューの情報（実例等含む）などが必要
- ・取組事例集があればよい。

【環境関連の情報不足の解消、情報提供の一元化】（5件）

- ・環境教育に関する窓口が統一されていないため、情報がばらばらになっており、似たような事業が行われている。情報の一元化、及び提供の仕方を考える必要がある。
- ・今回の改正に係る動き等については、担当学会議や地域説明会などで情報提供されてきたが、今回のアンケート内容にある具体的項目（例：体験の場の認定、支援団体の指定、協働取組、行動計画など）は、以前から検討中とされてきたもので、そもそもどのようなことを想定するのが具体的にわからず不明な点が多い。
- ・環境教育については、各主体が連携した取組が必要であることから、急な対応は困難である。適時的確な情報提供をお願いしたい。

【活動の継続（高齢化などで活動が縮小も）】（3件）

- ・NPO 団体等のスタッフの高齢化や後継者不足により、その団体が実施している環境教育プログラムの継続実施が困難となっている事例がある。

【環境省、国への要望】（19件・以下、全件掲載）

- ・今回の改正に係る動き等については、担当学会議や地域説明会などで情報提供されてきたが、今回のアンケート内容にある具体的項目（例：体験の場の認定、支援団体の指定、協働取組、行動計画など）は、以前から検討中とされてきたもので、そもそもどのようなことを想定するのが具体的にわからず不明な点が多い。
- ・環境教育については、各主体が連携した取組が必要であることから、急な対応は困難である。適時的確な情報提供をお願いしたい。
- ・市町村の行動計画策定に努める旨の規定があり、環境教育の重要性は十分認識しているが、計画の乱立は税金の無駄であり、この規定は必要ないと考える。計画の有無で教育が進むとは考えられない。
- ・教育機関、部署との連携が課題。環境省や文部科学省による教育機関、部署への働きかけが必要である。
- ・環境教育の重要性を認識しながらも、実施者および事業対象者（主に小学校）の時間的な余裕がなく、実施されていない、もしくは、頻度が少ないケースが多いと見受けられる。法的なバックアップのもと、実施への意欲向上を図ることが課題と思われる。
- ・国の各省の連携（学校教育における環境教育の促進に関する内容が多いが、文部科学省から各都道府県教育庁にきちんと通知しないと、学校における環境教育の推進が難しい。）
- ・学校の現場では、環境教育の必要性は認識しているが教師は、それ以外の業務が多すぎるためじっくりと環境教育に取り組む余裕が無い。教師に多くの負担をかけずに環境教育・環境学習を進めていく必要がある。文部科学省側からの環境教育に関するバックアップが欲しい。
- ・教育部局との連携をしやすくするため、学習指導要領に環境教育を位置付けるなど、教育制度の上で教育プログラムの一環として幼少期から「環境」を考える機会を位置付けて欲しい。
- ・「環境教育」に際し環境省・教育機関となれば「文部科学省」、企業等となれば「経済産業省」など...縦割り行政の弊害がとてんでかい。資源の乏しいわが国において、縦割りの弊害を排除し「環境」を突破口にする必要がある。分野として若い世代、財政的支援や人的・ユーティリティ支援は絶対に必要である。
- ・文部科学省以下、現場となる学校までの環境学習に対する関心が低い。
（指導要領の改訂等により、時間的な制約があることも大きな原因）
- ・国・県・市の役割分担
- ・各市町独自で計画をたてて実施検討するのではなく、何をテーマとし、どういう所にどの程度までの話をし、環境への理解を深めるべきかは国・県レベルの目標がはっきり示され、それに従う形で行われるべき。また、学校教育機関と町環境行政の連携は、国・県からのアプローチがないと困難である。

- ・環境教育を企画し実施する現場における環境教育の具体的な方針や運用方法がわかるバイブルが必要。現在は事業担当者の知識・考え方等により事業の具体的な内容が決まり、統一性がない。
- ・参考となる事業メニューの情報（実例等含む）などが必要
- ・取組事例集があればよい。
- ・人、ノウハウ、お金がないため、県や企業等の申し出がなければ、何もできない状況です。小・中学校などの教育の場での取組の充実のため、多くのメニュー提供をいただければありがたいと思います。

【その他】（11件）

- ・環境基本計画との整合
- ・法改正に伴う指針の改正
- ・進行管理手法の構築
- ・協働取組みににおいて一定の質を確保するための仕組みづくり。
- ・教育関連事業の実施や推進について、現在は各自治体が主体となって実施しているが、地域間や自治体間の格差があってはならないものであるが、現在余裕がある自治体は少なく、結果として実施している自治体とそうでない自治体との格差が生じている。
- ・学校や職場だけではなく、家庭でも環境活動が行っていきけるよう、環境教育を推進していくこと。
- ・環境教育に限ったことではないが、参加者を集めることが非常に難しい。
- ・実施対象が限定されがちである。

（参考）

上述の回答より、環境省、国への要望内容を抽出・整理すると以下ようになった。

【国が連携した上で教育部局への働きかけを行う、施策等への明確な位置付け、役割分担等】

- ・各市町独自で計画をたてて実施検討するのではなく、何をテーマとし、どういう所にどの程度までの話をし、環境への理解を深めるべきかは国・県レベルの目標をはっきり示され、それに従う形で行われるべき。また、学校教育機関へ町環境行政と連携は、国・県からのアプローチがないと困難である。
- ・教育機関、部署との連携が課題。環境省や文部科学省による教育機関、部署への働きかけが必要。
- ・環境教育の重要性を認識しながらも、実施者および事業対象者（主に小学校）の時間的な余裕がなく、実施されていないか頻度が少ないケースが多い。法的なバックアップのもと、実施への意欲向上を図ることが課題。
- ・国の各省の連携（学校教育における環境教育の促進に関する内容が多いが、文部科学省から各都道府県教育庁にきちんと通知しないと、学校における環境教育の推進が難しい。）
- ・学校の現場では、環境教育の必要性は認識しているが教師は、それ以外の業務が多すぎるためじつくりと環境教育に取り組む余裕が無い。教師に多くの負担をかけずに環境教育・環境学習を進めていく必要がある。文部科学省側からの環境教育に関するバックアップが欲しい。
- ・教育部局との連携をしやすいするため、学習指導要領に環境教育を位置付けるなど、教育制度の上で教育プログラムの一環として幼少期から「環境」を考える機会を位置付けて欲しい。
- ・「環境教育」に際し環境省・教育機関となれば「文部科学省」、企業等となれば「経済産業省」など…縦割り行政の弊害がとてもでかい。資源の乏しいわが国において、縦割りの弊害を排除し「環境」を突破口にする必要がある。
- ・文部科学省以下、現場となる学校までの環境学習に対する関心が低い。（指導要領の改訂等により、時間的な制約があることも大きな原因）
- ・国・県・市の役割分担

【事例やマニュアルの提供】

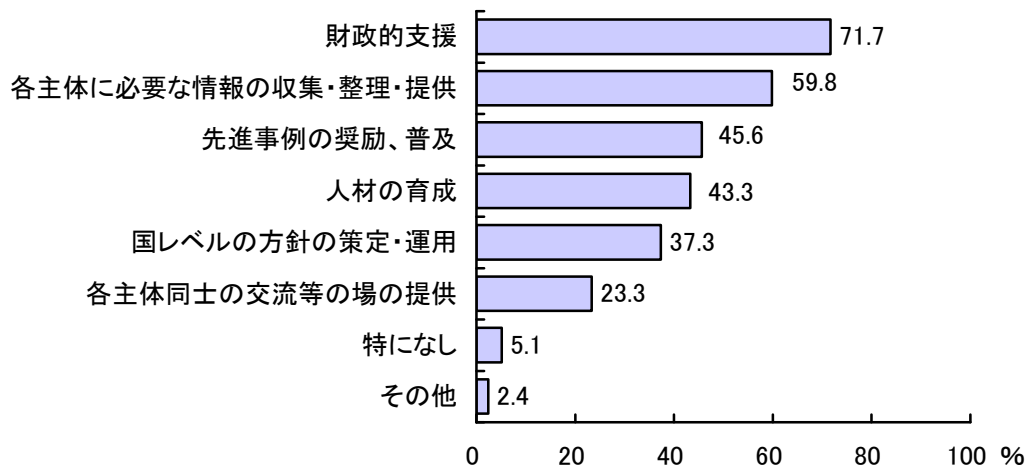
- ・環境教育を企画し実施する現場における環境教育の具体的な方針や運用方法がわかるバイブルが必要。現在は事業担当者の知識・考え方等により事業の具体的な内容が決まり、統一性がない。
- ・参考となる事業メニューの情報（実例等含む）などが必要。
- ・取組事例集があればよい。
- ・人、ノウハウ、お金がないため、県や企業等の申し出がなければ、何もできない状況です。小・中学校などの教育の場での取組の充実のため、多くのメニュー提供をいただければありがたいと思います。

【その他】

- ・市町村の行動計画策定に努める旨の規定があり、環境教育の重要性は十分認識しているが、計画の乱立は税金の無駄であり、この規定は必要ないとする。計画の有無で教育が進むとは考えられない。
- ・今回の改正に係る動き等については担当者会議や地域説明会などで情報提供されてきたが、今回のアンケート内容にある具体的項目（例：体験の場の認定、支援団体の指定、協働取組、行動計画など）は、以前から検討中とされてきたもので、どのようなことを想定するのかが具体的にわからず不明な点が多い。
- ・環境教育には各主体が連携した取組が必要で、急な対応は困難。適時的確な情報提供をお願いしたい。

問 32. 環境教育関連事業の実施、推進において国に期待することはなんですか。(複数選択)

環境教育関連事業の実施・推進において国に期待すること(N=1106)



＜「その他」回答の内容＞

【文科省や他の省庁との連携、教育カリキュラムへの反映】

- ・文科省との連携、国レベルでの他の省庁等との連携 (5)
- ・文科省の積極的関与・支援 (2)
- ・学校教育・社会教育における環境教育の位置付けの明確化 (2)
- ・環境省のみの取組にせず、学校現場で環境教育を積極的に行うことができる体制づくりを行うこと。(2)
- ・環境教育の評価の指標の明確化
- ・教育プログラムへの反映、学習指導要領における必修化 (3)

【市町村への配慮・情報提供】

- ・法改正前等の意思形成段階において、地方自治体の意見を聞くなど、事前の情報提供の強化
- ・調査結果を、市町村が活用できる情報にしたものをアウトプットで出してほしい。
- ・環境教育に協力いただける教育機関・担当部署の名簿作成など
- ・体験の場認定制度のような、必然的に県の事務負担が増大するような条文を増やさないでいただきたい。

【人材確保のための支援】

- ・指導者派遣
- ・人材の確保
- ・当面環境教育等促進法への対応が困難であるため、国から人的な支援をお願いしたい。
- ・職員数の確保を後押し。環境行政全般として標準職員数を速やかに示していただきたい。

【教材の提供】

- ・海外の先進的な環境教育事例の紹介。
- ・家庭のエコライフ等の教材資料（パワーポイント）等の作成。
- ・教材の作成・提供 (2)

【その他】

- ・教育に対する啓発、実践
- ・子どもたちを含む、若年層への参加支援
- ・次世代を担う子どもの環境教育の充実
- ・危機感、当事者意識
- ・事業仕分で削減された事業に重要な事業が含まれていたため、復活又は新規事業を立ち上げてほしい。

3. 自治体アンケート調査概要（課題分析）

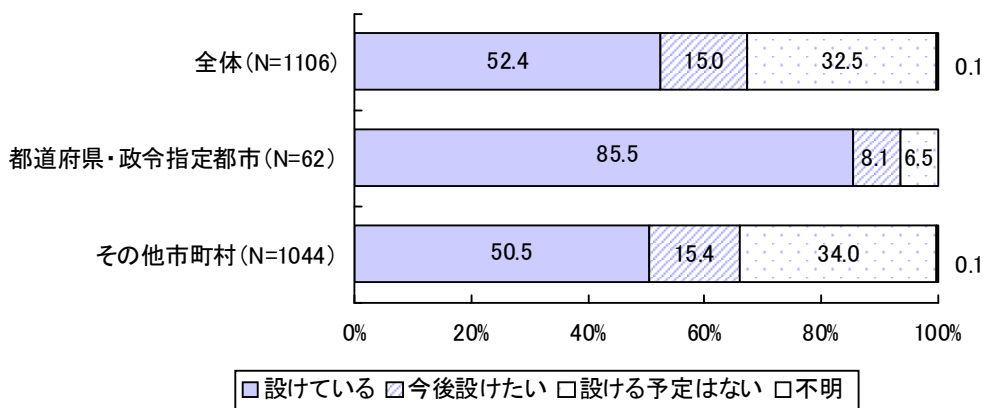
今回行ったアンケートの回答から、いくつかの課題について分析を行った。

（１）政策形成における民意の反映状況

- 環境関係の政策形成における市民等の参加機会は、都道府県・政令指定都市においては80%以上で設けられているが、市町村においては50%程度にとどまる（図（１）－１）。
- 参加機会を設けている自治体のうち、計画・企画段階における参加の仕組みを設けている自治体は約35%（図（１）－２）。その仕組みとしては、「検討委員会委員の公募」が半数近くで、次いで「パブリックコメントの実施」が40%を超える（図（１）－３）。
- 市民等の参加による政策形成の課題としては、約60%が「各主体の意見反映の仕組みづくり」を、約50%が「政策への関心喚起」をあげた（図（１）－４）。

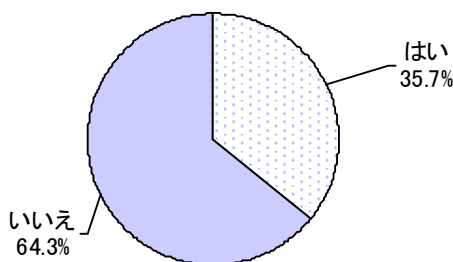
●貴自治体における環境保全や環境教育の事業の実施において、県民・市民の参加機会を設けていますか。【1つのみ選択可】

図（１）－１ 自治体種別にみた県民市民等の参加機会の設定



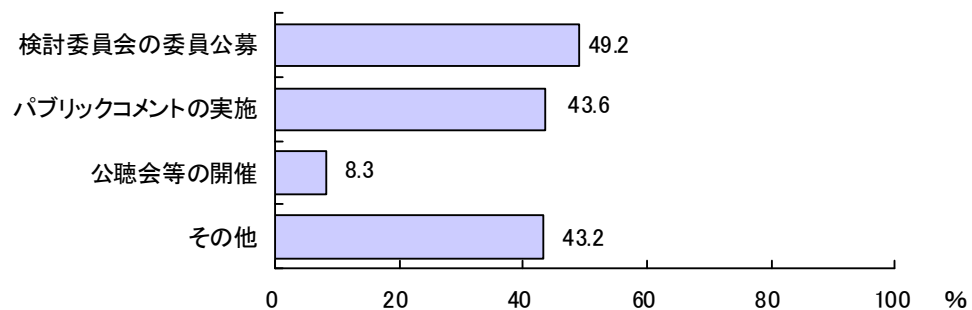
●計画、企画段階における県民・市民参加の仕組みは準備されていますか。【1つのみ選択可】

図（１）－２ 計画・企画段階における参加の仕組み (N=746)
※参加の機会を設けている、今後もうけたいと回答した自治体のみ



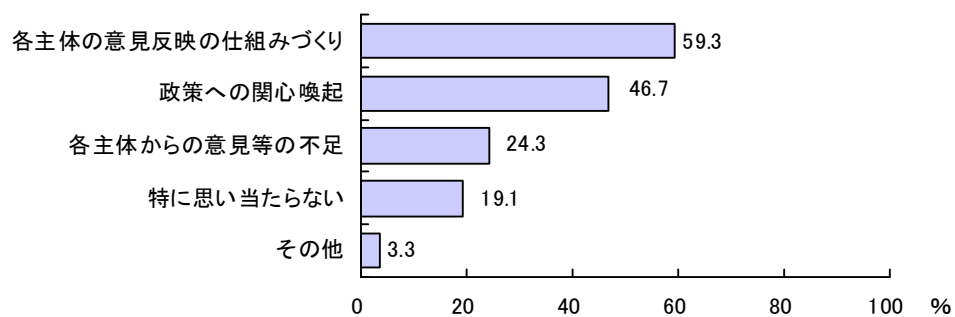
●計画、企画段階における県民・市民参加の仕組みは、どのような形で設けられて（検討されて）いますか。【複数選択可】

図(1)－3 計画段階での参加形態(N=266)
※計画・企画段階の参加の仕組みを設けていると回答した自治体のみ



●環境保全活動、環境教育、協働取組に関して各主体の意見を考慮したうえで政策形成を行うにあたり、課題となることはどのようなことがありますか。【複数選択可】

図(1)－4 各主体の意見を考慮した政策形成を行うにあたっての課題(N=1106)



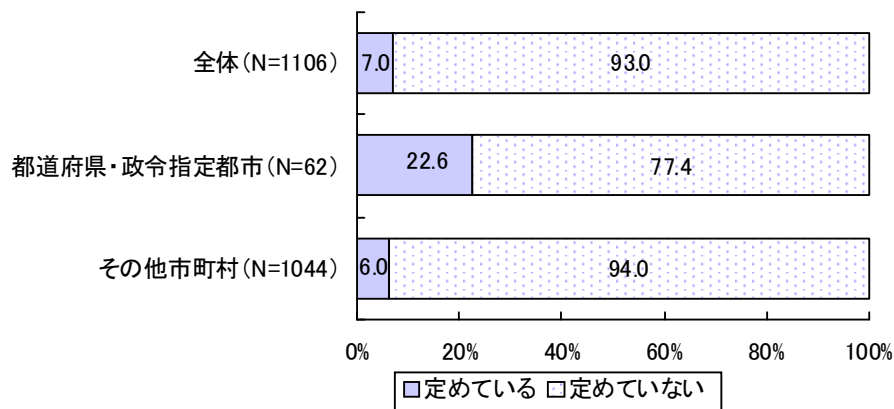
（２）協働・協定制度の取組状況等

- 協働取組に関する規約・基準・手続きに関する規則を定めている自治体は約 7%（図（２）－１）。今後の協定制度の仕組み導入についても、約 95%が「今のところ予定はない」と回答（図（２）－２）。
- 制度によって協働取組を推進しようとする自治体の動きは、今のところ鈍い状況にあるといえる。

●協働取組に関する規約・基準・手続きに関する規則のようなものは定めていますか。

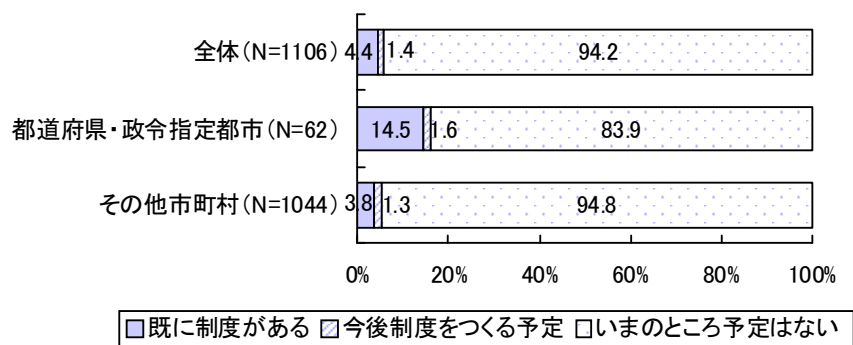
【１つのみ選択可】

図(2)－１ 協働取組に関する規約・基準・手続きに関する規則



●協働取組推進のための協定制度の仕組みはありますか。【１つのみ選択可】

図(2)－２ 協働取組のための協定制度の仕組みの有無

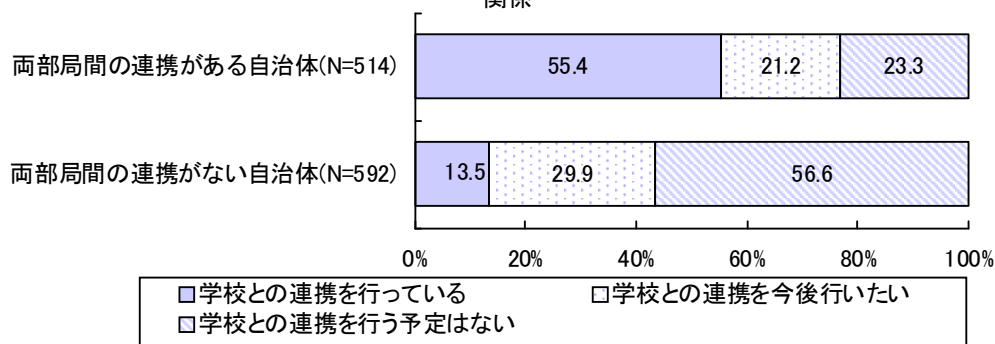


（３）自治体の環境教育に関する取組状況と各主体との連携状況との関係

- 環境部局と教育部局間の「連携がある」と回答した自治体は、「学校との連携を行っている」という回答が約 55%、「今後行いたい」が約 20%で、両部局間の連携がない自治体と比べると、自治体と学校間の連携が進んでいる傾向にあるといえる（図（３）－１）。
- 環境教育に関する条例・基本方針、推進計画等を策定している自治体は、NPO 等との連携が進んでいる（図（３）－２）。
- 推進協議会等の連携組織を設置している自治体は、推進協議会を設置していない自治体と比べ、各主体との連携が進んでいる傾向にあるといえる（図（３）－３～５）。

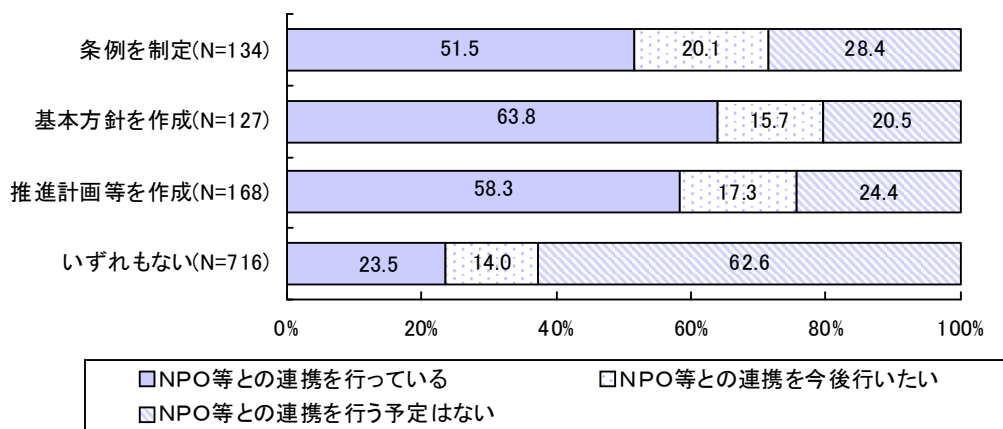
●自治体の環境部局と教育部局の連携と、自治体－学校との連携の関係

図（３）－１ 自治体の環境部局と教育部局の連携と、自治体と学校との連携の関係



●環境教育に関する条例・基本方針等の有無と自治体－NPO 等との連携の関係

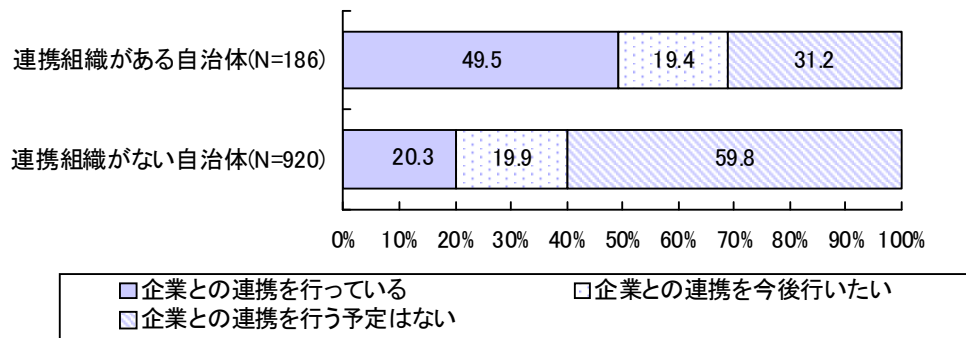
図（３）－２ 環境教育に関する条例・基本方針等の有無と自治体－NPO等間の連携の関係



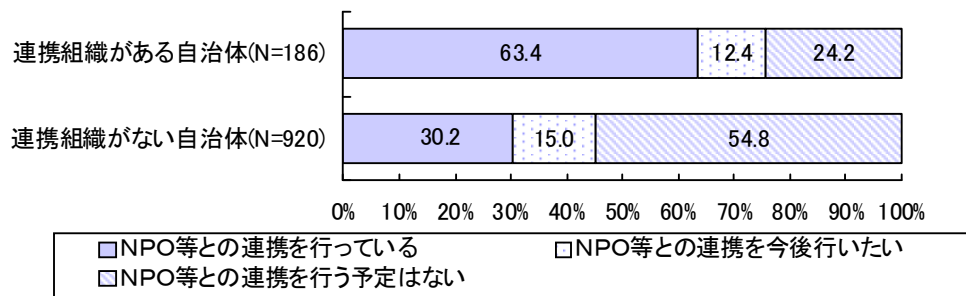
※「都道府県・政令指定都市」62 件の回答は、「H23 年度環境教育担当課長会議資料」よりデータを追加し集計

●自治体における協議会等連携組織の有無と各主体との連携の関係

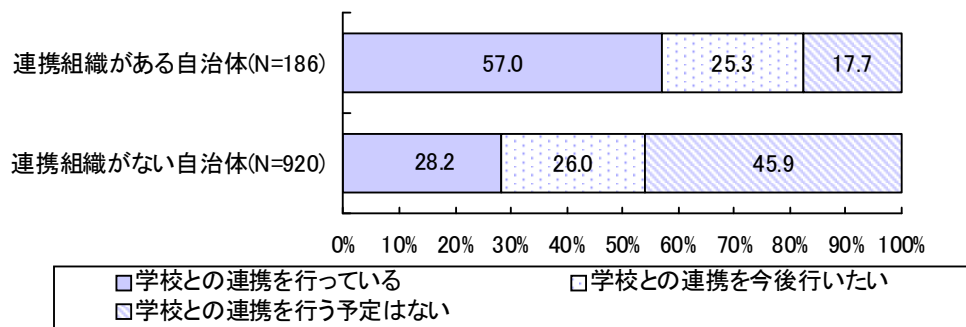
図(3)－3 自治体における協議会等連携組織の有無と企業との連携の関係



図(3)－4 自治体における協議会等連携組織の有無とNPO等との連携の関係



図(3)－5 自治体における協議会等連携組織の有無と学校との連携の関係

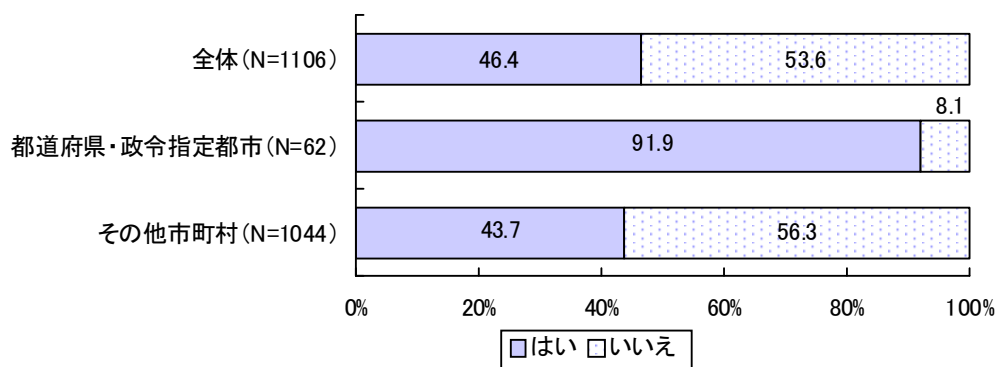


（４）自治体種別でみる教育部局との連携状況、条例等の策定状況、協議会の設置状況

- 環境部局と教育部局との連携は都道府県・政令指定都市では進んでいるものの、全自治体では 50%に満たない（図（４）－１）。連携のしくみとして協議会等を設置している自治体はわずかである（図（４）－２）。
- 環境教育に関する条例・基本方針・計画等の制定は、都道府県・政令指定都市では進みつつあるものの、その他市町村においては「いずれもない」が 70%近くと環境教育に関する条例等の制定は進んでいない状況が明らかとなった（図（４）－３）。
- 環境教育推進にあたっての協議会等の連携組織の設置状況についても、都道府県・政令指定都市では設置が進み、その他市町村においては都道府県・政令指定都市ほど進んでいないことがわかる（図（４）－４）。

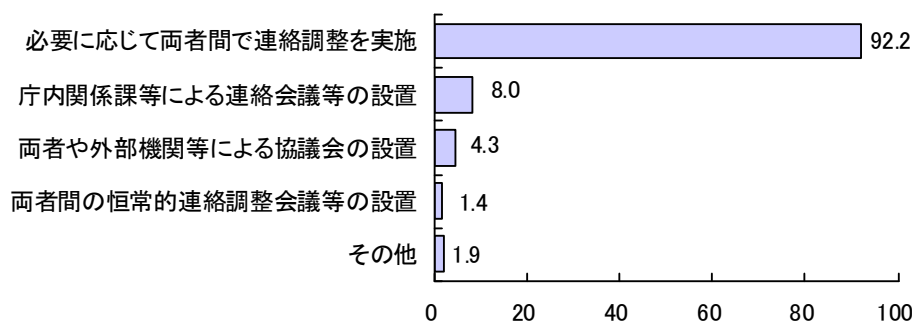
●環境教育施策の実施にあたって、貴自治体の環境部局と教育部局（教育委員会）の間では連携調整が行われていますか。【1 つのみ選択可】

図(4)－1 自治体種別にみた環境部局と教育部局との連携



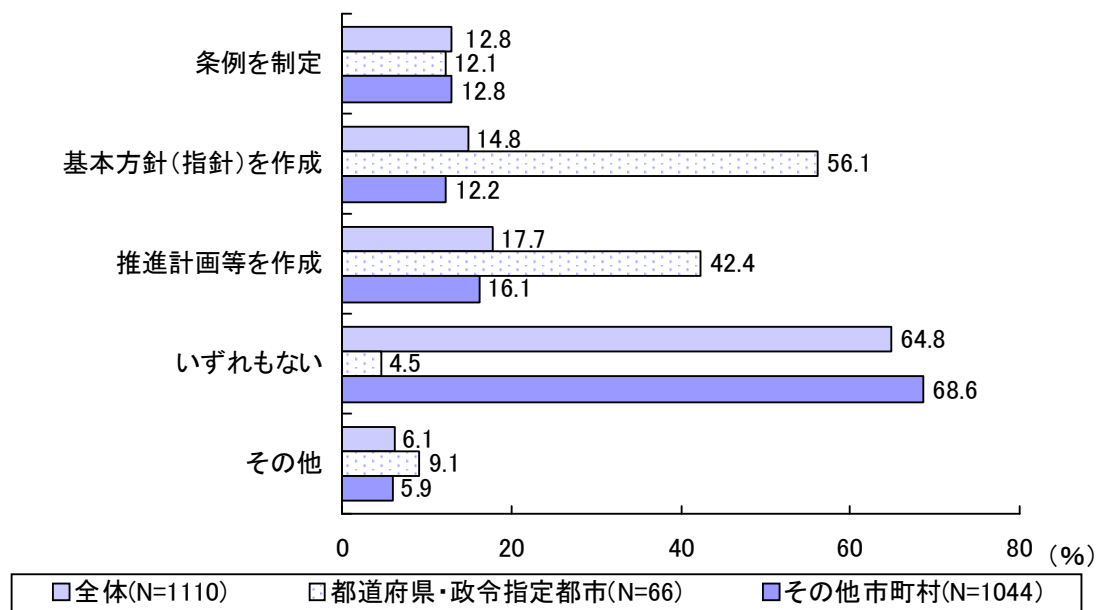
●連携調整は具体的にどのような仕組みで行われていますか。【複数選択可】

図(4)－2 教育部局との連携の仕組み (N=513)
※連携の仕組みを持つ自治体のみ



●環境教育に関する条例・基本方針・計画等がありますか。【複数選択可】

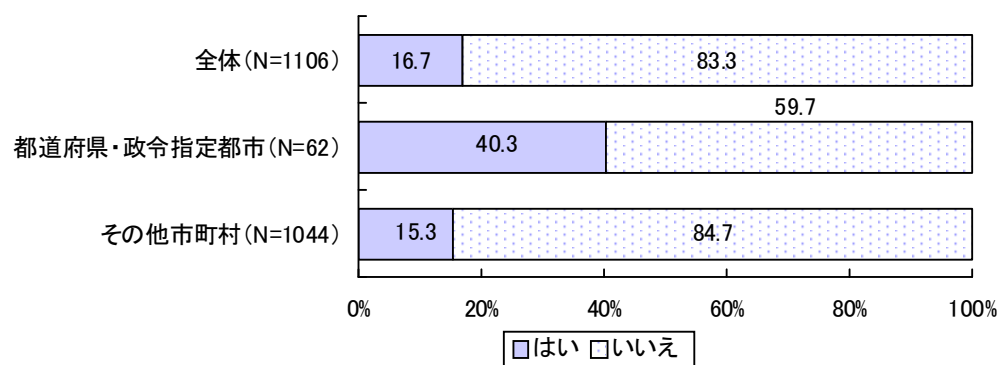
図(4)－3 環境教育に関する条例・基本方針・計画等の有無



※「都道府県・政令指定都市」66件の回答は、「H23年度環境教育担当課長会議資料」よりデータ追加し集計

●環境教育推進にあたり、多様な主体による協議会等の連携組織が設置されていますか。
【1つのみ選択可】

図(4)－4 環境教育推進のための協議会等の連携組織の有無

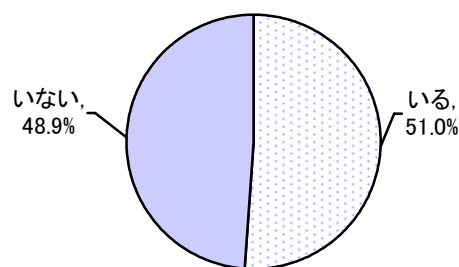


(5) 連携組織におけるコーディネーター役の現状について

- 環境教育における協働取組の推進において、その他自治体、NPO等、企業、学校と連携を行っている585自治体のうち、連携組織のコーディネーター役がいる自治体は、約半数にとどまった(図(5)-1)。
- また、コーディネーター役の多くは自治体が担っている事実が浮き彫りとなった(図(5)-2)。

●各主体と連携する場合、各組織間のコーディネーター役はいますか。

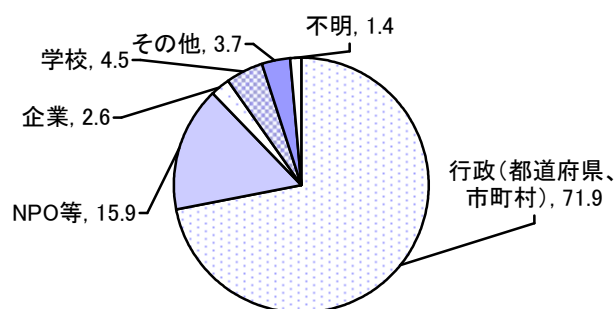
図(5)-1 連携する場合のコーディネーター役の有無(N=585)



※本結果は、その他自治体、NPO等、企業、学校のいずれかひとつでも連携をしている自治体(585自治体)を母数とし、1組織でもコーディネーター役がいる場合は「コーディネーター役がいる」とカウントして集計したもの

●コーディネーター役がいる場合、その連携において中心となるコーディネーター役はどの組織ですか。

図(5)-2 各組織との連携を行う際にコーディネーター役となる組織(N=299)



※本結果は、複数回答の結果を加重平均を用いて再集計したもの

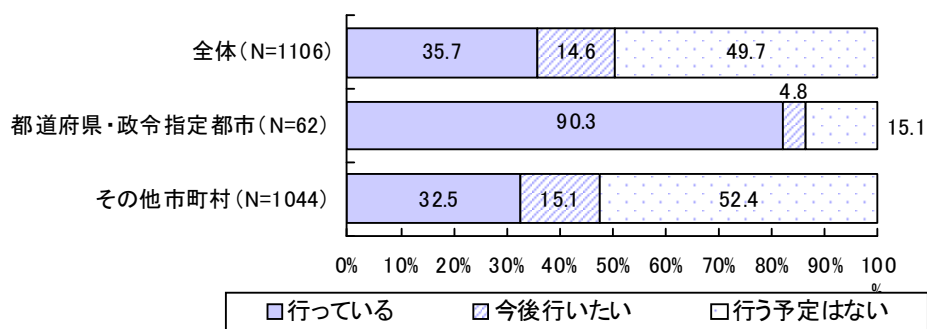
（６）NPO等との連携・協働状況

- 協働取組のなかでも、「NPO等との連携」に限って見た場合、都道府県・政令指定都市ではNPO等との連携を行っている自治体が約9割であるのに対し、全自治体では4割に満たない（図（６）－１）。
- 協働取組の内容は、「共同イベント実施」が約75%と最も多く、「情報交換」「講師等派遣」がそれぞれ約半数（図（６）－２）。
- 協働取組の際にコーディネーター役を担っているのは自治体が約65%、NPO等は約30%に留まる（図（６）－３）。
- 環境教育においてNPO等に期待することは、体験型等の環境教育の指導者としての役割が約50%（A+C）、コーディネーター・パイプ役としての役割（B+D）が約30%となった（図（６）－４）。

＊「NPO等」には、NPO法人のほか、社団法人、公益社団法人、一般社団法人、財団法人、公益財団法人、一般財団法人、任意団体を含む。

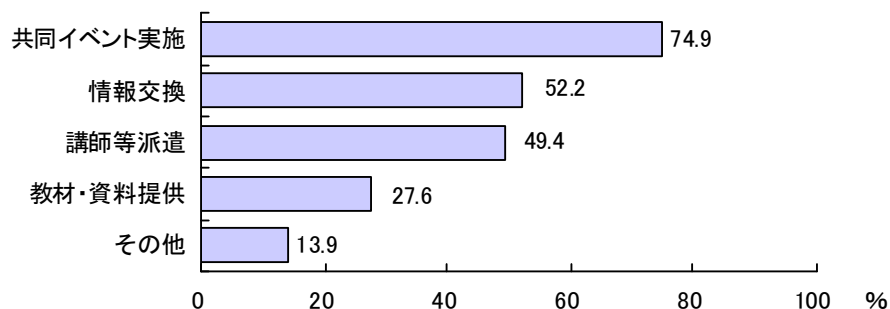
●協働取組においてNPO等と連携した事業を行っていますか。【1つのみ選択可】

図(6)－1 自治体種別にみた協働取組におけるNPO等との連携



●行っている連携は、どのような活動ですか。【複数選択可】

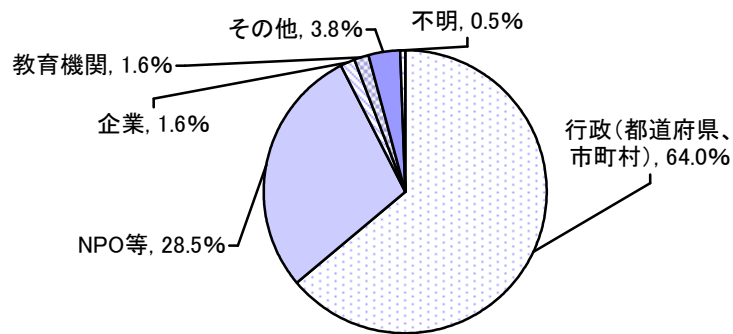
図(6)－2 NPO等との協働取組内容 (N=395)
※NPO等との連携を行っている自治体のみ



●協働・連携する場合、組織間の調整を行うコーディネーター役はどの組織ですか。

【1つのみ選択可】

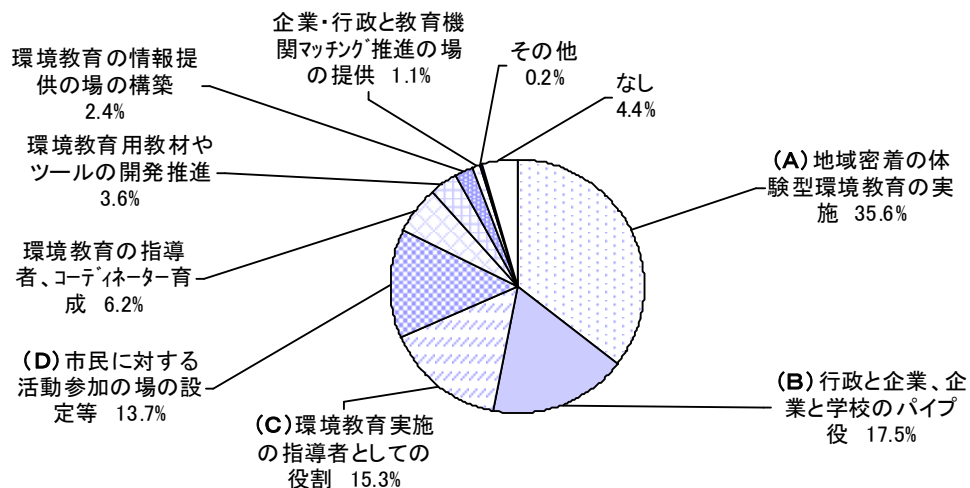
図(6)－3 NPO等との連携の際、コーディネーター役となる組織(N=186)
※NPO等との連携の際コーディネーター役がいる、と回答した自治体のみ



●環境教育において、NPO等に期待する役割のうち、最も期待することはなんですか。

【1つのみ選択可】

図(6)－4 環境教育においてNPO等に最も期待する役割(N=1106)

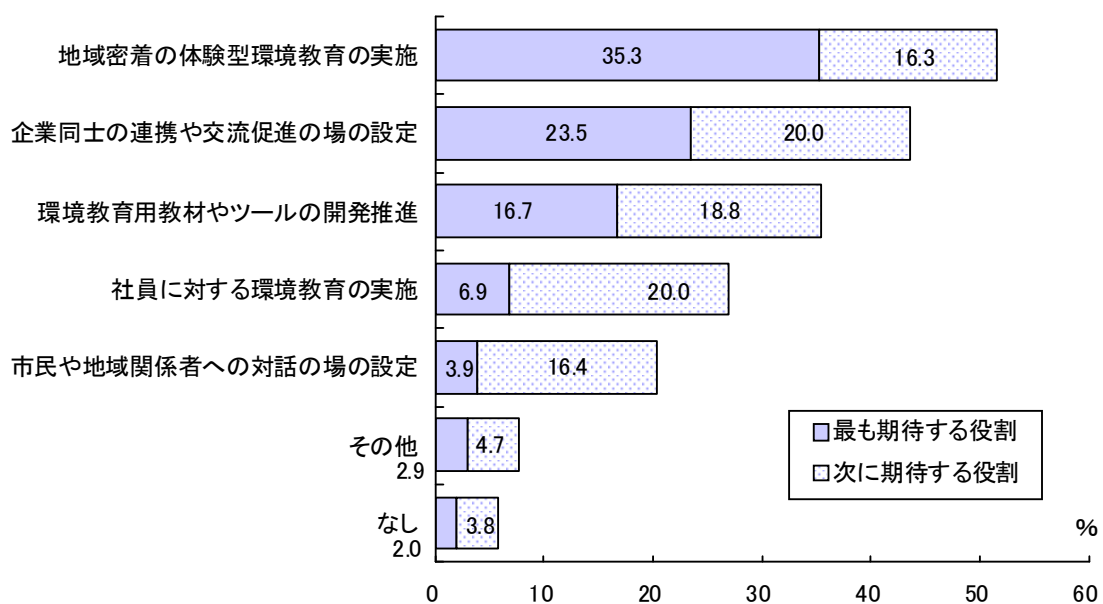


（７）環境教育において自治体が各主体に期待する役割について

- 環境教育において自治体が企業に対して期待する役割は「地域密着型の体験型教育の実施」が多く、「最も期待」もしくは「次に期待」あわせて半数以上を占めている（図（７）－１）。自治体の NPO 等に対する期待も同様に、「地域密着型の体験型教育の実施」が多く、「最も期待」もしくは「次に期待」があわせて半数を超える（図（７）－２）。
- 学校に対しては、「環境教育の実践・充実」に対する期待が最も高く、具体的には「各教科における環境教育の実践」や「科目横断的な取り組み」のほか、「環境教育に積極的・主体的に取り組む姿勢」などへの期待が寄せられた。
- 環境教育関連事業の実施・推進において国に期待する役割は、「財政的支援」の約 70%について、「各主体に必要な情報の収集・整理・提供」が約 60%、「先進事例の奨励、普及」が約 45%であり、財政的支援以外に、情報提供に対するニーズの高さもうかがえる（図（７）－３）。

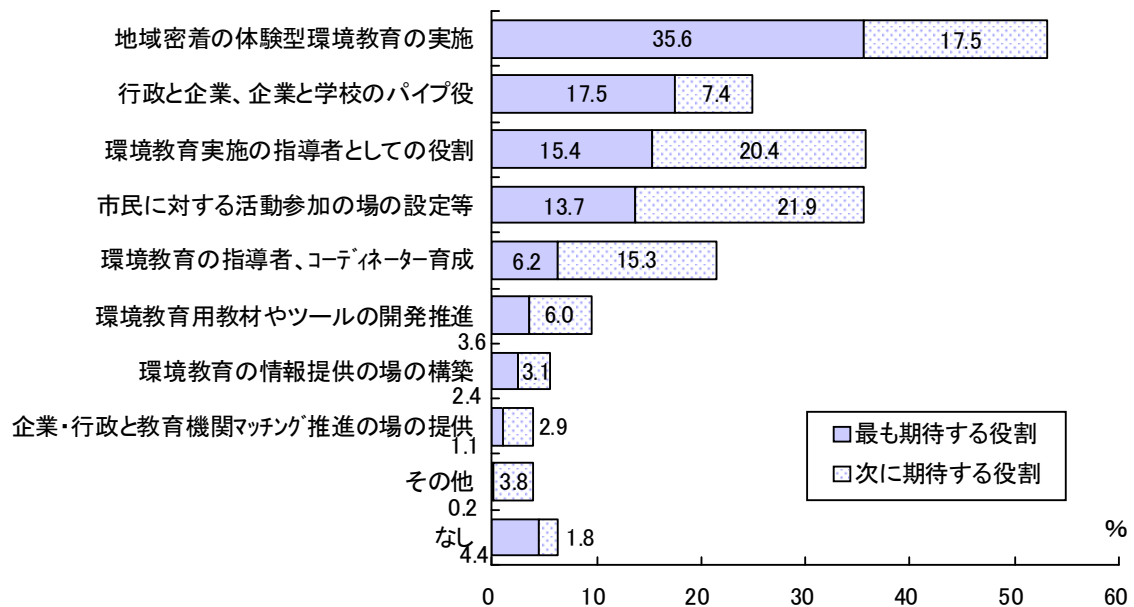
●自治体が企業に期待している役割は何ですか。最も期待する役割と次に期待する役割を教えてください。

図(7)－1 自治体が企業に対して期待する役割(N=1106)



●自治体が NPO 等に期待している役割は何ですか。最も期待する役割と次に期待する役割を教えてください。

図(7)－2 自治体がNPO等に対して期待する役割(N=1106)



●自治体が学校に期待している役割は何ですか。自由に記述ください。

この設問に対し、265 自治体 (23.9%) から回答が寄せられた。

このうち、「環境教育の実践・充実」に関するものが 182 件と約 5 割であった。

寄せられた回答として多かったのは「学校教育における環境教育の推進」に対する要望であり、具体的には「各教科における環境教育関連事項の学習の充実」や「科目を越えた横断的取組の実施」などであった。このほか、「環境教育に積極的・主体的に取り組む姿勢を持ってほしい」、「日常的・継続的な環境教育の実施」、「子どもの発達段階や地域の特性を活かした環境教育の実践」、「体験学習の実践」などが寄せられた。

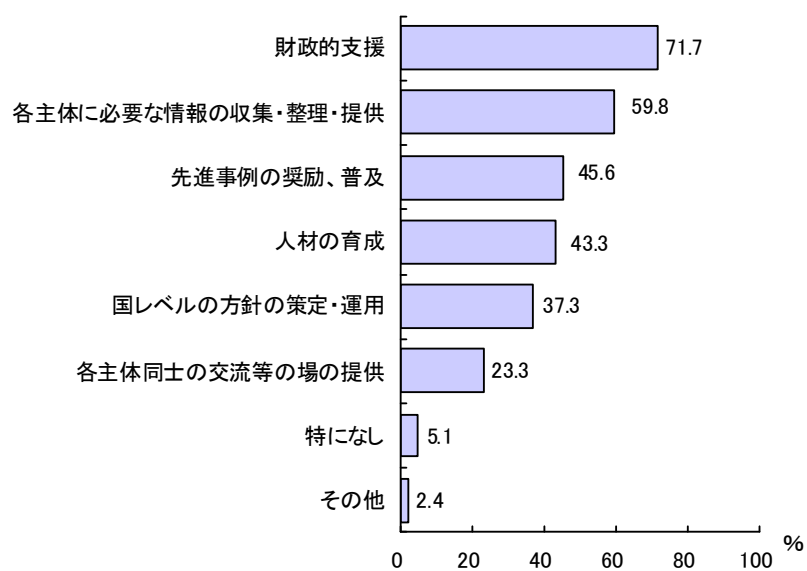
次に、「地域との連携」の役割を期待する回答が約 2 割であった。寄せられた回答として多かったのは、「他の教育機関、家庭、行政、NPO、企業など地域との連携による環境教育の推進」で、そのほか「教育施設、他機関との連絡調整」や「行政など外部の機関や人材等の活用」といった声が寄せられた。

また、「人材の育成・意識啓発」に関わる要望も同じく 2 割程度みられ、教師の研修を始め、「環境教育の教育者や指導者など人材の育成」を望むもの、「教師、生徒、及び一般市民を含めた環境教育の意識啓発」を望むものが半数ずつみられた。

その他の回答として、「環境教育の場や企画の提供」、「教材やツールの提供」、「教育現場における環境教育についての情報の提供」、「環境教育の成果の可視化・情報発信」、「専門知識や知見の提供」、「講師の派遣・紹介」などが寄せられた。

●環境教育関連事業の実施、推進において、国に期待することはなんですか。【複数選択可】

図(7)－3 環境教育関連事業の実施・推進において国に期待する役割(N=1106)



Ⅱ. 参考資料

1. 過去調査との比較

過去調査名	H19 環境教育の推進に係る制度的検討業務	H20 環境保全活動・環境教育に関する制度的検討業務	今年度調査
調査対象	349 自治体 （全都道府県、全政令指定都市、市町村については都道府県から数にして都道府県内の 1 割にあたる自治体が無作為抽出。また、環境教育に関して先進的な取組が Web 等で紹介されている約 40 自治体にも質問紙送付。）	64 自治体 （都道府県、政令指定都市を対象とした悉皆調査。E-mail で環境教育担当者向けに調査票送付。）	1,789 自治体 （内訳） 都道府県：47 政令指定都市：19 市区町村：1,742 （全都道府県、全政令指定都市、全市区町村を対象とした Web 調査を実施。E-mail で環境教育担当者向けに依頼文・Web 調査の手引き等送付。）
回答数 （回答率）	186（53%）	63（95%）	1,106（62%）

(1) 環境教育に関する方針、計画の策定状況

(H19) 問1 地域独自の環境教育に関する方針、計画等を作成していますか。(複数回答可)

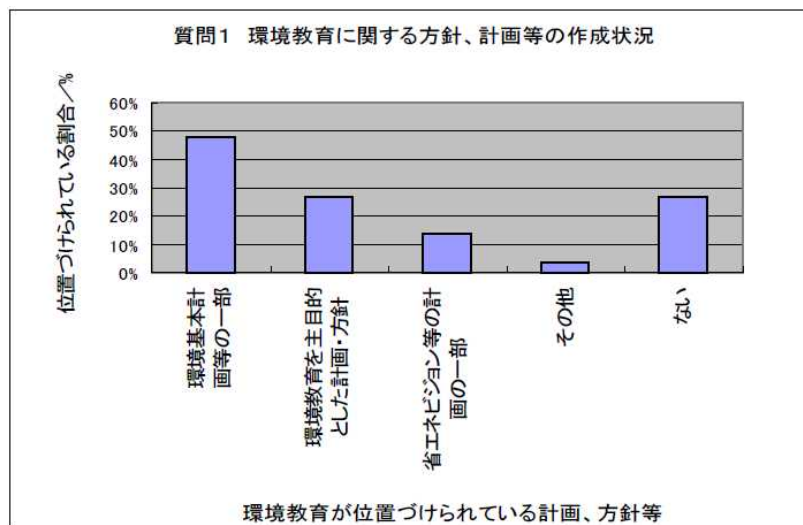
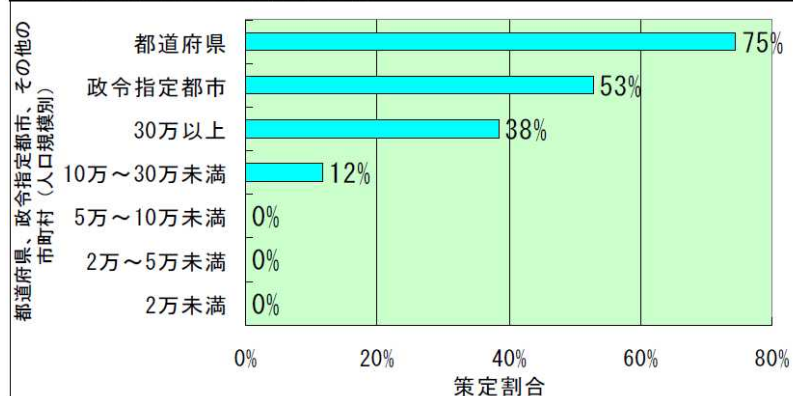
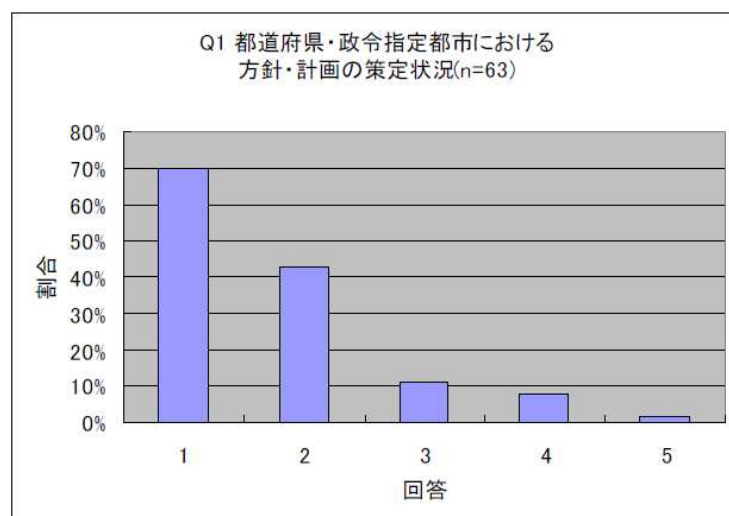


図. 調査に対して回答のあった都道府県、政令指定都市、市町村（人口規模別）における環境教育に関する方針、計画の有無



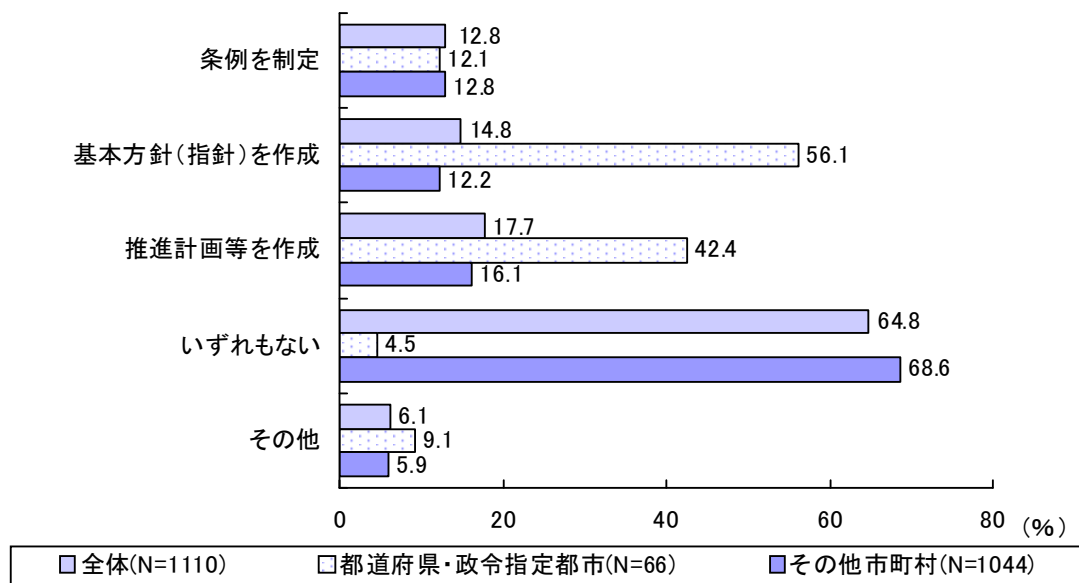
(H20) 問1 地域独自の環境教育に関する方針、計画等を作成していますか。(複数回答可)



回答：1 環境基本計画等の一部 2 環境教育を主目的とした計画・方針 3 省エネビジョン等の計画の一部
4 その他 5 ない

(H23) 問9 環境教育に関する条例・基本方針・計画等がありますか。(複数回答可)

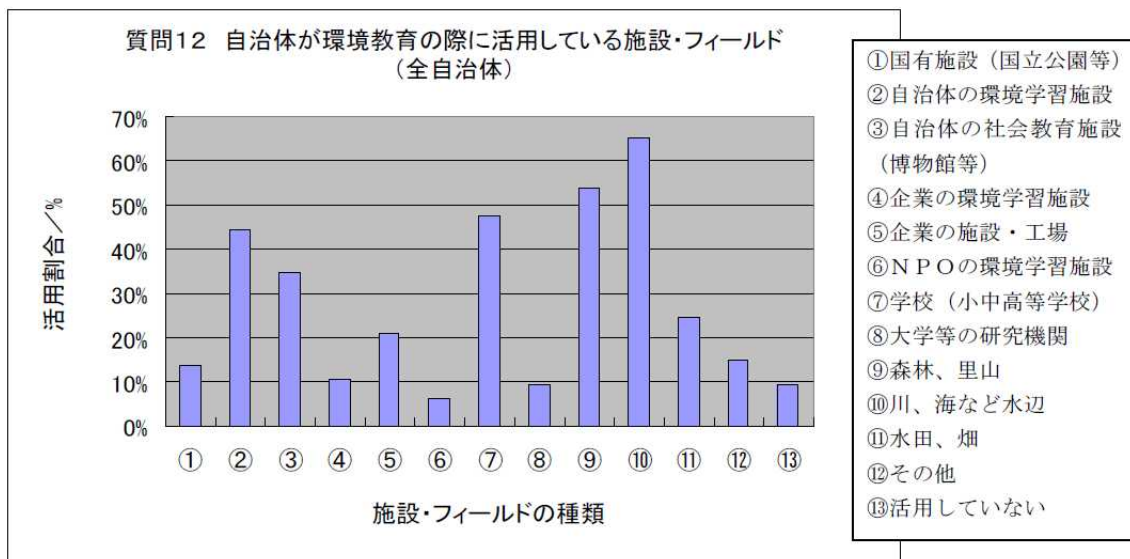
環境教育に関する条例・基本方針・計画等の有無



※「都道府県・政令指定都市」66件の回答は、「H23年度環境教育担当課長会議 資料」よりデータを追加し集計

(2) 環境教育の場

(H19) 問 12 環境教育を行う場として、どのような施設を活用していますか。(複数回答可)



(H23) 問 12 「体験の機会の場」について、どのようなものがあると思いますか。(記述回答より、土地・建物に該当する回答を抜粋)

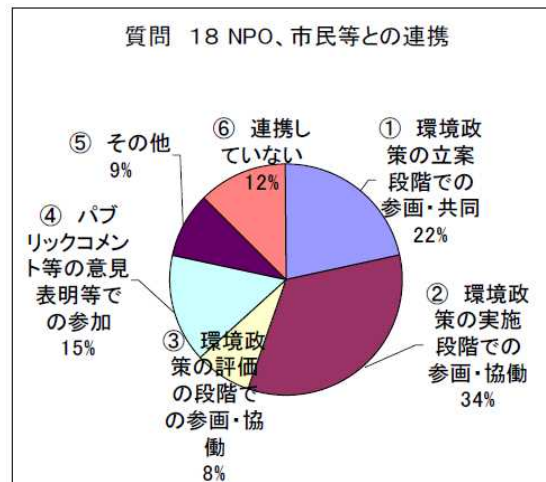
<土地>

- ・ 水質調査や水生生物調査等が可能な川
- ・ 自然観察会等が可能な山
- ・ 自然観察会や野鳥観察会が可能な自然公園
- ・ 里山里海(湖沼、森林、海)
- ・ 市域の中で完結している水循環(森林、里山、河川、海)の場
- ・ 河川敷、水路、ワンドなどの自然地
- ・ 市内の都市緑地や市立公園
- ・ 学校ビオトープ
- ・ いきものの森
- ・ CSRで維持管理している企業林 など

<建物>

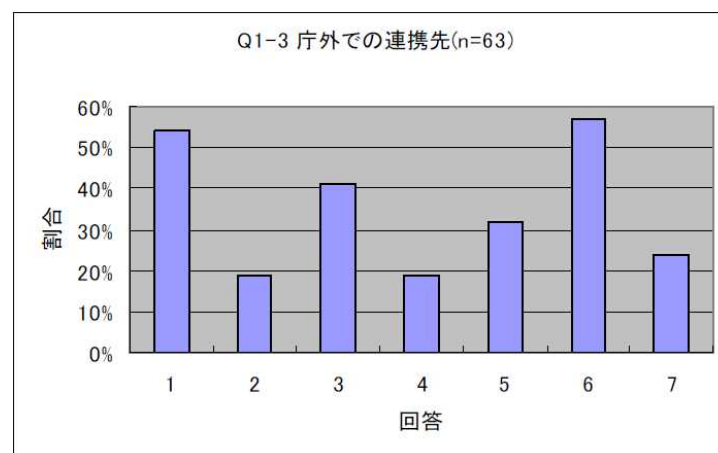
- ・ 自然エネルギー施設(風力発電施設、雪氷冷熱利用貯蔵庫等)
- ・ 小水力発電所やメガソーラー発電所等の再生可能エネルギー関連施設
- ・ 一般廃棄物処理(ごみ処理、汚泥差製処理)施設
- ・ バイオマス資源化センター
- ・ 農産物等直売施設
- ・ ふるさと交流館
- ・ 環境学習情報館
- ・ 廃校舎を活用した自然体験学校
- ・ 環境配慮モデル認定事業所
- ・ 環境保全に取り組んでいる企業の事務所、工場等
- ・ 環境をテーマとした展示施設 など

(3) 環境保全・環境教育関連事業実施における市民等の参加機会の提供
(H19) 問 18 NPO や市民等との連携について教えてください。



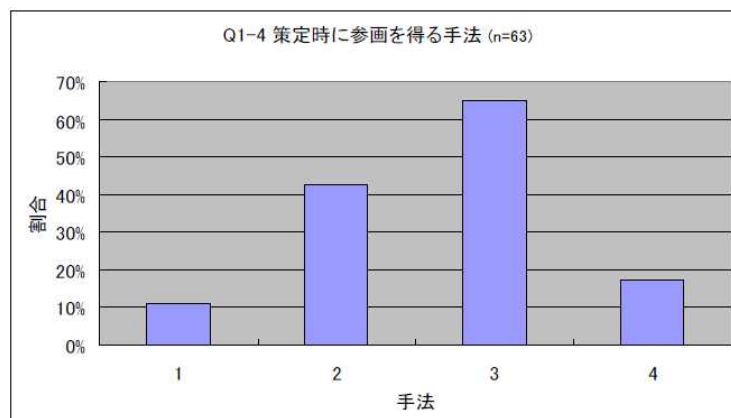
(H20)

問 1-3 方針、計画策定時の庁外の参画者を教えてください。(複数回答可)



回答：1 環境関連の NPO・市民団体 2 その他の NPO・市民団体 3 住民（NPO 等の団体除く） 4 事業者
5 小中高校の学校教職員 6 有識者 7 その他

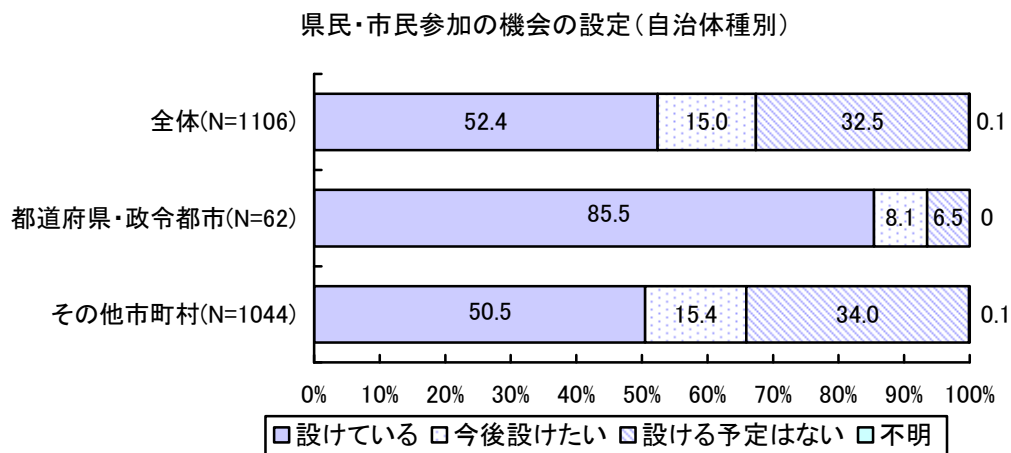
問 1-4 方針、計画策定時に参画を得る方法を教えてください。



回答：1 説明会・公聴会 2 パブリックコメント 3 計画・方針の策定内容を議論する組織 4 その他

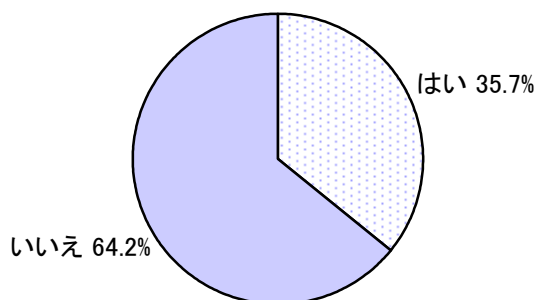
(H23)

問 14 県民・市民の参加機会を設けていますか。



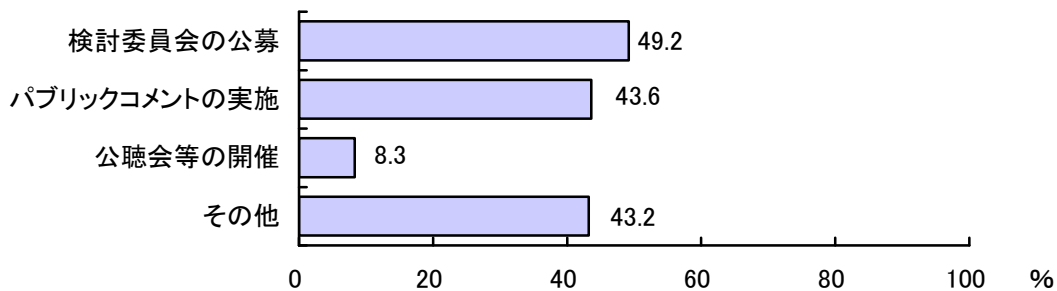
問 14-1 (問 14 で「設けている」「今後設けたい」と回答した方のみ) 計画、企画段階における県民・市民参加のしくみは準備されていますか。

計画、企画段階での県民・市民参加の準備(N=746)



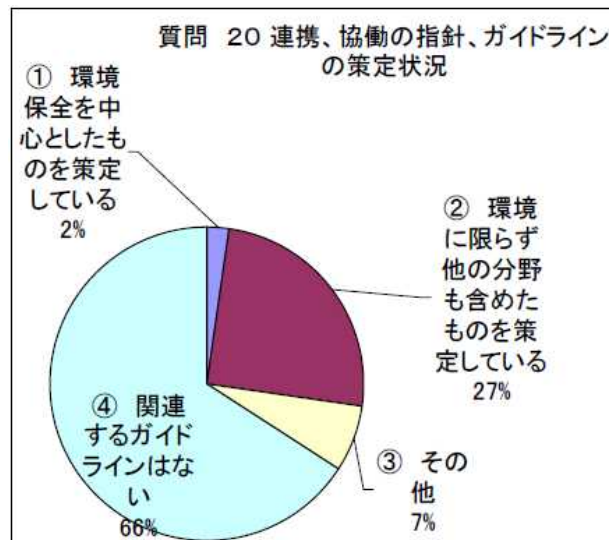
問 14-1-1 (問 14-1 で「はい」と回答した方のみ) 計画、企画段階における県民・市民参加のしくみは、どのような形で設けられて(検討されて)いますか。(複数回答可)

計画、企画段階での県民・市民の参加形態(N=266)

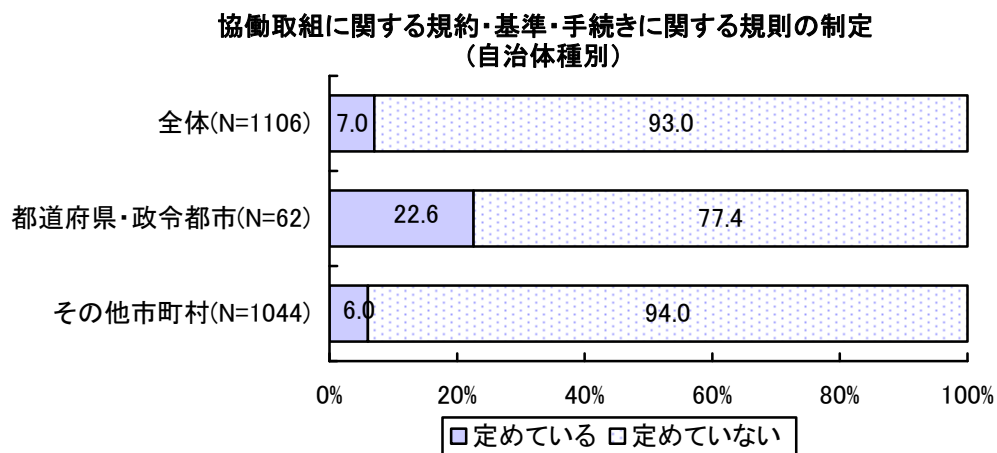


(4) NPO 等や市民との連携・協働のための指針等

(H19) 問 20 連携・協働の指針やガイドラインの策定について教えてください。

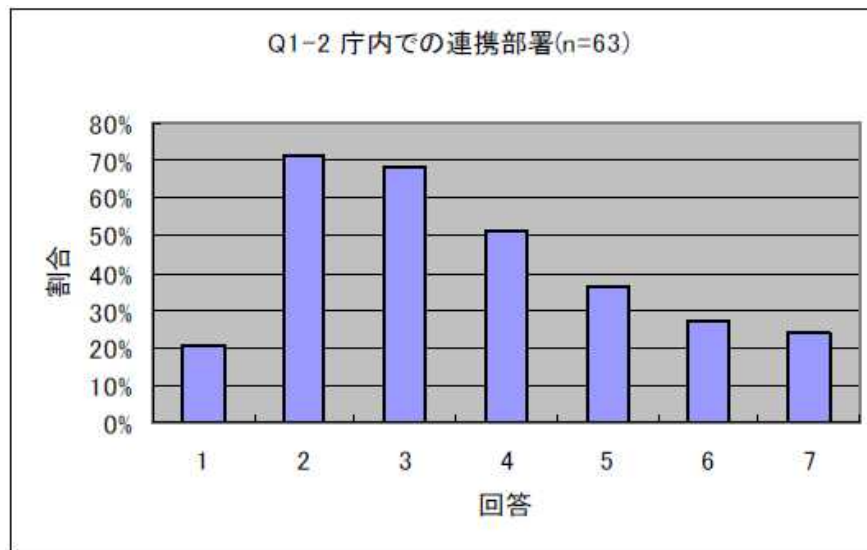


(H23) 問 27 協働取組に関する規約・基準等に関する規則のようなものは定めていますか。



(5) 環境教育施策の実施にあたっての庁内の連携

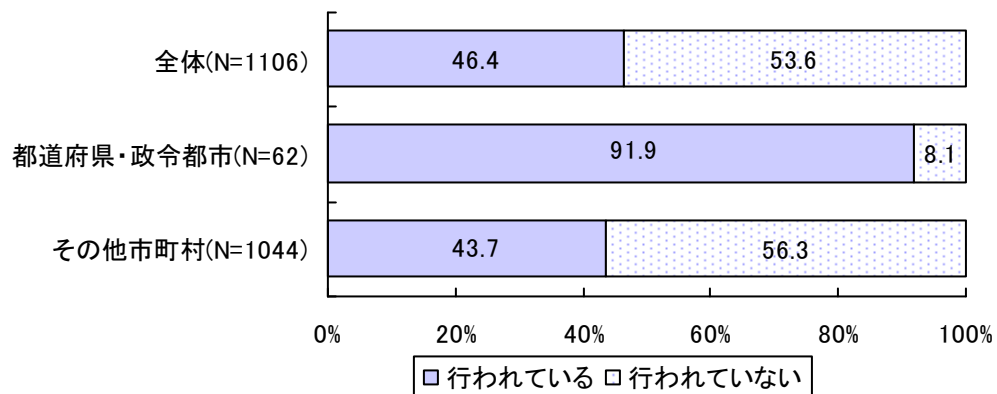
(H20) 問 1-2 方針、計画策定時の庁内の参画部局について教えてください。



回答：1 庁内の施策を調整する部局（企画等） 2 環境部局 3 教育委員会において学校教育を担当する部局
4 教育委員会において社会教育を担当する部局 5 農林水産部局 6 都市計画部局 7 その他

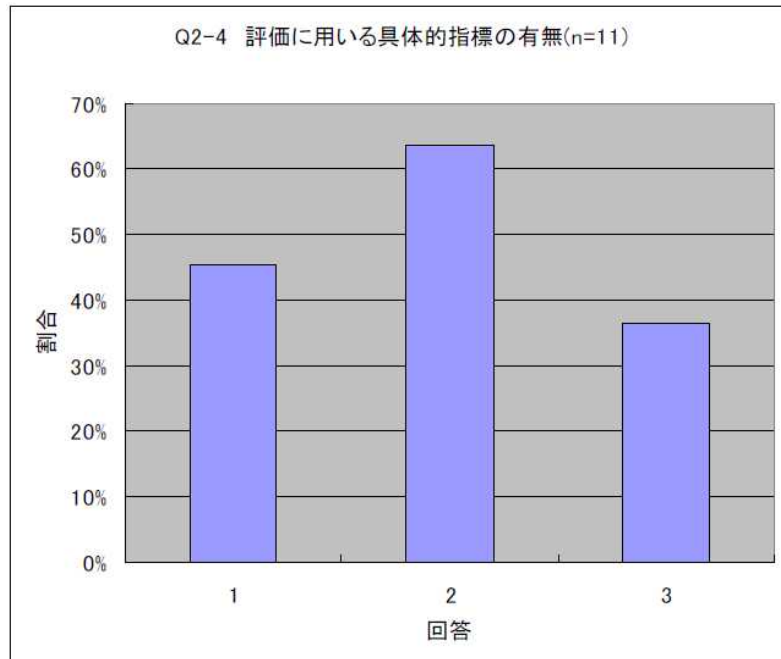
(H23) 問 4 環境部局と教育部局（教育委員会等）の間では連携調整が行われていますか。

環境部局と教育部局との連携(自治体種別)



(6) 環境教育関連事業の評価

(H20) 問 2-3 方針、計画の評価・見直しのための指標・基準はありますか。(複数回答可)



回答：1 指標がある 2 基準がある 3 ない

(H23) 問 6 関連事業の効果を図るためにどのような評価を行っていますか。

